

新しい幸せを、わかすこと。



株主総会へご出席の株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただきます。

第75回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時

2025年3月27日(木曜日)午前10時(受付開始は午前9時)

開催場所

神戸市中央区北野町1丁目
ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の一部改定および継続の件

<株主提案>

- 第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件
- 第7号議案 自己株式取得の件
- 第8号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件



インターネットまたは書面（郵送）

による議決権行使期限

2025年3月26日（水曜日）

午後5時まで

※詳細は5・6ページをご参照ください。



株式会社 **ノーリツ**

証券コード 5943

目次

招集ご通知

第75回定時株主総会招集ご通知2
議決権の行使についてのご案内5

株主総会
参考書類

<会社提案>
第1号議案 剰余金の処分の件7
第2号議案 定款一部変更の件8
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件9
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件14
第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針
(買収への対応方針)の一部改定および継続の件19
<株主提案>
第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件38
第7号議案 自己株式取得の件40
第8号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件42

事業報告

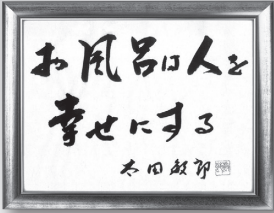
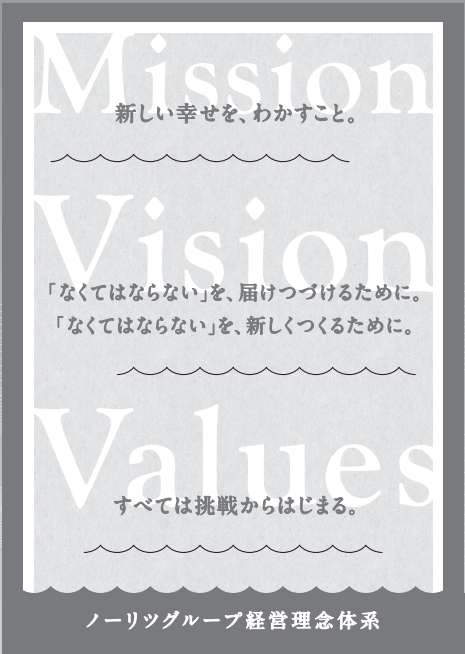
1. 企業集団の現況に関する事項47
2. 会社の株式に関する事項60
3. 会社の新株予約権等に関する事項61
4. 会社役員に関する事項62
5. 会計監査人の状況67

連結計算書類
計算書類

連結貸借対照表69
連結損益計算書70
貸借対照表71
損益計算書72

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本73
会計監査人の監査報告書謄本75
監査等委員会の監査報告書謄本77



創業の原点

ノーリツの歴史は、1951年に能率風呂工業を創設したことに始まります。創業の原点「お風呂は人を幸せにする」。このメッセージには、戦後復興期において人々の生活水準を向上させたいという情熱が凝縮されていました。

株主各位

(証券コード5943)

2025年3月6日

神戸市中央区江戸町93番地

株式会社ノーリツ

代表取締役社長 腹巻 知

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く。）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供制度をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト（株主総会）】

<https://www.noritz.co.jp/company/ir/stockholder.html>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、「第75回定時株主総会」「株主総会資料」よりご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5943/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ノーリツ」または「コード」に当社証券コード「5943」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

インターネットまたは書面（郵送）による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月26日（水曜日）午後5時までに議決権の行使をお願いいたします。

敬 具

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

記

1. 日時 2025年3月27日（木曜日）午前10時（受付開始は午前9時）

2. 場所 神戸市中央区北野町1丁目
ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム

3. 目的事項

報告事項

①第75期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

②第75期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の一部改定および継続の件

<株主提案>

第6号議案 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件

第7号議案 自己株式取得の件

第8号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

4. 議決権の行使に関する事項

①インターネットまたは書面（郵送）による議決権行使にあたりましては、後記の「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

②書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

③インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

④インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎本年の株主総会につきましては、書面交付請求をいただいた株主様も含め議決権を有する全ての株主様に、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

株主の皆さまの**声**をお聞かせください



当社では、株主の皆さまの声をお聞かせいただくため、アンケートを実施いたします。
お手数ではございますが、アンケートへのご協力をお願いいたします。

下記URLにアクセスいただき、アクセスキー入力後に表示されるアンケートサイトにてご回答ください。

<https://koekiku.jp>

ご回答いただいた方の中から抽選で薄謝を進呈させていただきます。

本アンケートは、株式会社プロネクサスの提供する「コエキク」サービスにより実施いたします。
アンケートのお問い合わせ「コエキク事務局」 ☒ koekiku@pronexus.co.jp

スマートフォンから
カメラ機能で
QRコードを読み取り



QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使の方法については、以下の3つの方法がございます。

1 インターネットにより議決権を行使する場合



議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufig.jp/>
にて各議案の賛否を入力



◎バーコード読取機能付のスマートフォンで左の「QRコード」をお読み取りいただき、議決権行使サイトにアクセスしていただくことも可能です。
〔QRコード〕は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

行使期限
2025年3月26日(水)
午後5時まで

詳しくは、次ページをご覧ください。

2 議決権行使書を郵送する場合



各議案の賛否を
記入のうえ返送

行使期限
2025年3月26日(水)
午後5時必着

3 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会日時
2025年3月27日(木)
受付開始：午前9時
開 会：午前10時

《機関投資家の皆様へ》

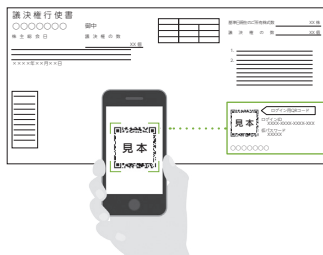
当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

A screenshot of the online voting interface for OOOO Corporation. The screen displays the company name 'OOOO 株式会社' and the voting method '電子投票'. It includes fields for 'ログインID' (Login ID) and 'パスワード' (Password). Below these fields are buttons for 'ログイン' (Login) and 'パスワードを忘れた' (Forgot Password). The interface also shows the voting date and time, and a note about the voting process.

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

A screenshot of the MUFG Online Voting System login page. The page title is '株主総会に関するお手続きサイトログインページ (株主名簿記載人) 三菱UFJ信託銀行 証券代行部'. It features a login form with fields for 'ログインID' (Login ID) and 'パスワード' (Password). A 'ログイン' (Login) button is located to the right of the password field. Below the login fields, there is a section for 'ログインIDの発行' (Login ID Issuance) with a 'パスワードを忘れた' (Forgot Password) link.

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類
計算書類

監査報告書

＜会社提案＞

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきましては継続的かつ安定的に実施することを基本としておりますが、第75期の期末配当金につきましては、当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、1株につき36円といたしたいと存じます。

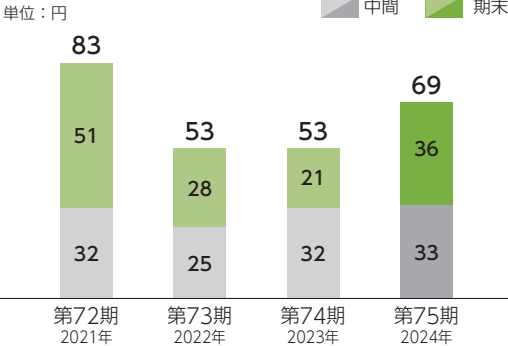
期末配当に関する事項

- 1 配当財産の種類
金銭といたします。
- 2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1 株につき 金 36円
配当総額 1,677,613,464円
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年 3月28日

ご参考 株主還元の考え方

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけ、更なる株主還元の充実を図るために、連結配当性向50%または連結純資産配当率（DOE）2.5%のいずれか高い額を目途として配当を行うことで、業績連動に安定性を加味した配当を実現します。自己株式の取得については、機動的に実施を検討いたします。

配当金の推移



第 2 号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由
- 給湯器リサイクル事業におきまして、古物商および金属くず商に該当する取引を行うことを予定しており、これらの許可申請を行うために、現行定款に事業目的の追加を行うものであります。
- (注) 給湯器リサイクル事業とは、使用済み給湯器回収による分解作業を通じて障がい者雇用の創出と素材の再資源化を行う事業であります。

2. 変更の内容
- 変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～24. (条文省略) (新設) (新設) <u>25. 前各号に付帯関連する一切の事業</u>	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～24. (現行どおり) <u>25. 古物商</u> <u>26. 金属くず商</u> <u>27. 前各号に付帯関連する一切の事業</u>

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

第 3 号 議 案

取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	地 位	候補者属性	出席状況 (第75期取締役会)			
1	はら まき 腹巻 知	代表取締役社長	再任	100% (15回／15回)			
2	たけ なか 竹中 昌之	取締役兼専務執行役員	再任	100% (15回／15回)			
3	よしもと 吉本 厚志	常務執行役員	新任	—			
4	いけ だ 池田 英礼	取締役兼常務執行役員	再任	100% (15回／15回)			
5	の だ 野田 いづみ	—	新任	社外	独立	—	
再任	再任取締役候補者	新任	新任取締役候補者	社外	社外取締役候補者	独立	(株)東京証券取引所等の定めに基づく独立役員候補者

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
1	はら まき さとし 腹巻 知 (1959年4月16日生) [所有する当社株式数] 36,000株	1983年 4 月 当社入社 2009年 2 月 信和工業㈱代表取締役社長 2011年 1 月 当社執行役員研究開発本部副本部長 2014年 9 月 当社常務執行役員研究開発本部長 2015年 3 月 当社取締役兼常務執行役員研究開発本部長 2019年 1 月 当社取締役兼専務執行役員国内事業本部長 2020年10月 当社代表取締役社長 現在に至る
再任	【取締役候補者とした理由】 同氏は、子会社の代表取締役社長や当社の研究開発本部・国内事業本部の本部長等を歴任し、当社グループの事業を牽引してまいりました。また、2015年3月より当社取締役に就任し、2020年10月より当社代表取締役社長として、その職責を果たしております。今後も、グローバルやサステナビリティ等も含めたあらゆる分野の課題における経営の意思決定に、当社の代表者として参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、取締役候補者いたしました。	
候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
2	たけ なか まさ ゆき 竹中 昌之 (1963年9月24日生) [所有する当社株式数] 21,000株	1992年 1 月 当社入社 2004年 3 月 ㈱ハーマン取締役企画管理統括部長 2011年 6 月 ㈱ハーマン常務取締役管理本部長 2012年 1 月 当社管理本部総務部長 2013年10月 ㈱エスコアハーツ代表取締役社長 2016年 4 月 当社執行役員 2017年 1 月 当社上席執行役員管理本部長 2017年 3 月 当社取締役兼常務執行役員管理本部長 2019年 1 月 当社取締役兼常務執行役員経営管理本部長 2020年10月 当社取締役兼常務執行役員企画管理本部長 2021年 3 月 当社取締役兼専務執行役員企画管理本部長 2023年 7 月 当社取締役兼専務執行役員国内事業統括本部長 現在に至る
再任	【取締役候補者とした理由】 同氏は、子会社の代表取締役社長や当社の管理本部長等を歴任した後、2023年7月より当社の国内事業統括本部長として、その職責を果たしております。また、2017年3月より当社取締役に就任しております。今後も、国内事業におけるデジタル・トランスフォーメーションや環境・社会課題への対応も含め、国内販売機能を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、取締役候補者いたしました。	

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	
3	よし もと あつ し 吉 本 厚 志 (1965年10月21日生) [所有する当社株式数] 3,114株	1989年 4 月	当社入社
		2009年 7 月	当社商品事業本部新エネルギー事業推進部長
新任		2017年 1 月	当社研究開発本部蓄熱システム商品開発部長
		2019年 1 月	当社執行役員研究開発本部副本部長
		2021年10月	当社常務執行役員研究開発本部部長
		2025年 1 月	当社常務執行役員プロダクツ統括本部副統括本部部長 現在に至る
【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の研究開発本部部長等を歴任した後、2025年 1 月より当社のプロダクツ統括本部副統括本部部長として、その職責を果たしております。同氏が今後、ものづくりにおけるデジタル・トランスフォーメーションや環境・社会課題への対応も含め、ものづくり機能を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、取締役候補者いたしました。			
候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	
4	いけ だ ひで なり 池 田 英 礼 (1971年 7 月18日生) [所有する当社株式数] 9,900株	1996年 4 月	当社入社
		2015年 3 月	当社マーケティング統括部温水企画室長
		2016年 1 月	(株)ハーマン代表取締役社長
		2017年 9 月	当社経営企画室長
		2018年 1 月	当社執行役員経営企画室長
		2019年 1 月	当社執行役員経営企画部長
		2020年10月	当社常務執行役員グローバル本部長
		2021年 1 月	Noritz USA Corporation Chairperson NORITZ AUSTRALIA PTY LTD Director 能率（中国）投資有限公司董事長（現任） 能率香港有限公司董事長（現任） Sakura (Cayman) Co., Ltd.董事長（現任） Sakura China Holdings(H.K.)Co., Ltd.董事長（現任）
		2022年 3 月	当社取締役兼常務執行役員グローバル本部長
		2023年 7 月	当社取締役兼常務執行役員海外事業統括本部部長（現任）
再任		2024年 1 月	佛山市櫻順衛厨用品有限公司董事長 現在に至る
		【重要な兼職の状況】 能率（中国）投資有限公司董事長、能率香港有限公司董事長、Sakura（Cayman）Co., Ltd.董事長、Sakura China Holdings(H.K.)Co., Ltd.董事長、佛山市櫻順衛厨用品有限公司董事長	
【取締役候補者とした理由】 同氏は、子会社の代表取締役社長や当社の経営企画部長等を歴任し、2020年10月より当社のグローバル本部長（2023年 7 月より海外事業統括本部部長）として、その職責を果たしております。また、2022年3月より当社取締役に就任しております。今後も、グローバルにおける環境・社会課題への対応も含め、海外事業を統括する取締役として経営の意思決定に参画することが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
5	の だ 野田 いづみ (1965年5月18日生)	2000年 5月 ビーウィズ㈱入社 2016年 1月 同社オペレーション本部長兼生活サービス本部長 2016年 6月 同社執行役員オペレーション本部長兼生活サービス本部長 2017年 6月 同社執行役員オペレーション本部長兼人材開発部長 2018年 6月 同社CHO(Chief Human Officer) 兼CORO(Chief Operational Risk Officer) 人材開発部長兼業務監査部長 2019年12月 同社CHO(Chief Human Officer)人材開発部長 2021年12月 同社CHO(Chief Human Officer)人事部長 2024年 9月 同社フェロー（エキスパート役員） 現在に至る
新任	【所有する当社株式数】 0株	
社外	【重要な兼職の状況】 ビーウィズ㈱フェロー（エキスパート役員）	
独立	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 同氏は、デジタルテクノロジーを活用したアウトソーシング事業等を展開する企業の役員として、人事やサステナビリティ等の領域における豊富な経験と幅広い見識を有しており、かつ当社の独立社外役員選定基準を満たしております。同氏が今後、デジタル・トランスフォーメーションや人的資本の観点も含め、独立した立場から当社の業務執行に対する助言および監督等を通して、取締役として経営の意思決定に参画していただくことが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、社外取締役候補者となりました。	
(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。 2. 野田いづみ氏は、社外取締役候補者であります。 3. 当社は、本総会において本議案における野田いづみ氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。 4. 社外取締役候補者の独立性について 野田いづみ氏は、当社が株式を上場している㈱東京証券取引所の規則等に定める「独立役員」の候補者であります。 5. 「所有する当社株式数」については、2024年12月31日現在の所有株式数（ノーマル従業員持株会における持分を含む。）を記載しております。 6. 役員等賠償責任保険契約の締結について 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2025年7月に同内容にて更新の予定であります。本議案でお諮りする取締役の候補者のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任された場合は引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。 【保険契約の内容の概要】 ①被保険者の実質的な保険料負担割合 保険料は特約部分も含め全額当社の負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。 ②填補の対象となる保険事故の概要 被保険者である役員がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補します。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由がございます。		

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

■監査等委員会の意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任および取締役の報酬について、監査等委員3名中2名が委員として、同1名がオブザーバーとして指名諮問委員会および報酬諮問委員会に出席し、確認いたしました。

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任手続は適切であり、各候補者の職務執行状況・経験・能力等を評価し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として適任と判断いたします。また、当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定の手続は適正であり、報酬体系・報酬額の算出方法等から報酬等の内容は妥当であると判断いたします。

第4号議案

監査等委員である取締役2名
選任の件

監査等委員である取締役正木靖子氏および谷保廣氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	候補者属性			出席状況 (第75期)
1	谷 保廣	社外取締役 監査等委員	再任	社外	独立	取締役会 100% (15回/15回) 監査等委員会 100% (14回/14回)
2	伊藤 三奈	—	新任	社外	独立	—

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 (株東京証券取引所等の定めに基づく独立役員候補者)

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
1	たに やす ひろ 谷 保 廣 (1956年10月11日生) [所有する当社株式数] 0 株	1981年10月 監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社 1985年 4 月 公認会計士登録 1986年 4 月 公認会計士 谷会計事務所代表（現任） 2003年 5 月 税理士登録 2004年 9 月 北京中央財經大学院客員教授 2006年 4 月 学校法人グロービス経営大学院教授（現任） 2018年 6 月 ワールド・モード・ホールディングス㈱社外監査役 2020年 6 月 ロート製薬㈱社外監査役（現任） 2021年 3 月 当社社外取締役 監査等委員（現任） 2024年 6 月 不二製油グループ本社㈱社外取締役 監査等委員 現在に至る
再任	【重要な兼職の状況】	
社外	公認会計士 谷会計事務所代表、学校法人グロービス経営大学院教授、ロート製薬㈱社外監査役、不二製油グループ本社㈱社外取締役 監査等委員	
独立	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】	
	同氏は、公認会計士および税理士としての専門的知見、ならびに米国テキサス大学にてMBAの取得および北京中央財經大学院の客員教授就任といったグローバル経営に関する豊富な見識を有しており、かつ当社の独立社外役員選定基準を満たしております。また、2021年3月より当社の監査等委員である社外取締役に就任し、当社の業務執行に対し独立した立場から監査を実施する等の役割を果たしていただいております。今後も、財務・会計を中心としてグローバルやガバナンスの観点も含め、独立した立場から上記の役割を果たし、経営の意思決定に参画していただくことが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)
2	いとう みな 伊藤 三奈 (旧姓：荒井) (1967年3月2日生) [所有する当社株式数] 0 株	1996年 6 月 ベーカー・マッケンジー法律事務所入所 2004年 1 月 同法律事務所パートナー 2020年 1 月 同法律事務所特別顧問 2020年 5 月 ZENMONDO(株)設立 代表取締役CEO (現任) 2020年 6 月 (株)シーボン社外監査役 2021年 6 月 国際紙パルプ商事(株) (現KPPグループホールディングス(株)) 社外取締役 監査等委員 2022年 6 月 KPPグループホールディングス(株)社外取締役 (現任) 2024年 4 月 ダイドーグループホールディングス(株)社外取締役 (現任) 2024年 5 月 Mina Arai-Ito外国法事務弁護士事務所所長 現在に至る
		【重要な兼職の状況】 ZENMONDO(株)代表取締役CEO、KPPグループホールディングス(株)社外取締役、ダイドーグループホールディングス(株)社外取締役、Mina Arai-Ito外国法事務弁護士事務所所長
		【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 同氏は、国際弁護士としてのグローバルビジネスに関する幅広い業務経験および法律に関する専門的知見、ならびに会社経営者としての実績を有しており、かつ当社の独立社外役員選定基準を満たしております。同氏が今後、法務・ガバナンスを中心として当社グループの経営全般および国際ビジネス戦略の推進等の観点も含め、独立した立場から監査等の役割を果たし、経営の意思決定に参画していただくことが、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 谷保廣氏および伊藤三奈氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数について
谷保廣氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 監査等委員である取締役候補者との責任限定契約の締結について
当社は、谷保廣氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。谷保廣氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
また当社は、本総会において本議案における伊藤三奈氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該契約と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 監査等委員である社外取締役候補者の独立性について
谷保廣氏および伊藤三奈氏は、当社が株式を上場している(株)東京証券取引所の規則等に定める「独立役員」の候補者であります。
6. 「所有する当社株式数」については、2024年12月31日現在の所有株式数を記載しております。
7. 伊藤三奈氏は、弁護士業務を旧姓の荒井で行っております。
8. 伊藤三奈氏がK P P グループホールディングス(株)の社外取締役として在任中でありました2024年3月、同社およびその連結子会社である国際紙パルプ商事(株)は、独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より同社は課徴金納付命令、国際紙パルプ商事(株)は排除措置命令を受けました。
同氏は、本違反行為が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。日頃から同社取締役会等において法令遵守を徹底する発言を行っており、また当該違反行為判明後には、原因究明および再発防止策ならびに社内ルールの整備等に関する助言、意見表明を行うなど、その職責を果たしております。
9. 役員等賠償責任保険契約の締結について
当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2025年7月に同内容にて更新の予定であります。本議案でお諮りする監査等委員である取締役の候補者のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任された場合は引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。
- 【保険契約の内容の概要】
- ①被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め全額当社の負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。
- ②填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補します。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由がございます。

■取締役（監査等委員である取締役を含む。）のスキル・マトリックス

当社は、中期経営計画をはじめとする中長期の経営戦略を立案し、達成するためには、取締役会の実効性を確保し、事業戦略を推し進めながらも財務・非財務戦略の実行を促進、監督する必要があると考えております。

そのため、当社取締役会を構成する取締役の選任については、個々の知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、当社取締役会の適正人数を踏まえた上で可能な限り多様性を確保することを基本方針としております。

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」および第4号議案「監査等委員である取締役2名選任の件」が承認可決された場合、各取締役が保有しているスキルおよび当社が各取締役に発揮を期待しているスキルは、以下のとおりとなります。

地位	氏名	性別		企業経営	戦略推進スキル				経営スキル				
		男性	女性		マーケティング／事業企画	ものづくり	IT／DX	グローバル	経営戦略	財務／会計	ESG・サステナビリティ		
											環境	社会	ガバナンス
代表取締役	腹巻 知	●		●	●	●		●	●		●	●	●
取締役	竹中 昌之	●		●	●		●		●	●	●	●	●
取締役	吉本 厚志	●			●	●	●		●		●	●	●
取締役	池田 英礼	●		●	●			●	●		●	●	●
社外取締役	野田 いづみ		●				●		●		●	●	●
取締役 常勤監査等委員	平野 直樹	●		●	●					●		●	●
社外取締役 監査等委員	谷 保廣	●						●		●	●	●	●
社外取締役 監査等委員	伊藤 三奈		●	●				●	●			●	●

(注) 1. 各取締役のスキル評価は、経験上保有しているスキルおよび現在の役割に照らして発揮を期待しているスキルに●を入れております。
2. 「企業経営」に●を入れている取締役は、戦略推進スキルおよび経営スキルに属する全てのスキルについて保有または発揮を期待していますが、その中でも特に保有・期待していると評価されるスキルに●を入れております。
3. 経営スキルの「社会」で求められるスキルは主に人権関連および人材育成・人材開発としております。「社会課題解決」の観点に基づくスキルについては、戦略推進スキルの「マーケティング/事業企画」および経営スキルの「経営戦略」で評価しております。

第5号議案

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針 (買収への対応方針)の一部改定および継続 の件

当社は、2022年2月14日に開催された取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の継続を決定し、また、同対応方針は、同年3月30日に開催された第72回定時株主総会において承認可決いただいております（以下、「現行対応方針」といいます。）。

その後、現行対応方針は2023年3月30日および2024年3月28日の取締役会（いずれも定時株主総会の終結後、最初に開催された取締役会）においてその継続を決議しておりますが、その有効期限は「2025年に開催される当社定時株主総会后、最初に開催される取締役会の終了時点まで」となっております。

当社は、現行対応方針の承認可決後も、社会・経済情勢の変化や買収への対応方針をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、現行対応方針のあり方につき引き続き検討を重ねてまいりましたが、2025年2月13日開催の取締役会において、近時の買収への対応方針に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、大規模買付行為の定義その他一部の用語・表現等を変更するなど、現行対応方針を一部改定したうえ、継続することを決定いたしました（以下、変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）。

本対応方針の基本的な枠組みは、現行対応方針から変更しておりません。

なお、本対応方針で引用する法令の規定は、2025年2月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の改正（法令名の変更や旧法令を承継する新法令の制定を含みます。）があり、それらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令の各条項を実質的に承継する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

本議案は、本対応方針の重要性に鑑み、当社株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本対応方針の内容は次のとおりです。

1. 当社事業とその社会的使命

当社は1951年3月、創業とともに「能率風呂」を世に送り出し、その後半世紀以上にわたり「お湯」をキーワードに生活設備機器を提供し続けてまいりました。

現在、当社および国内外の関係会社により構成される当社グループでは、温水機器、ビルトインコンロ、暖房・空調機器等の各製品・部品の製造・販売事業およびこれらに付帯する事業を行っております。

当社は創業以来、神戸市に本社を置き、また1962年には隣接する明石市に工場を完成させ、両市を中心とし地域に密着した企業としてその恩恵を受けるとともに地域の発展に貢献してまいりました。この間、当社はグループとして米国・中国等の海外への進出も含め事業領域を広げつつ、事業規模も拡大してまいりましたが、当社グループが製造・販売する生活設備機器は、今やライフラインの一端を担い、国民の皆様の生活基盤

として重要な役割を果たすまでになっており、当社グループの社会的使命は大きく、公共性が高いものと自負しております。

さて、資本市場のグローバル化が進展する中、日本における企業買収も今後ますます増加するものと思われます。そのような中、他の製造業と同様、新たな基礎的技術を研究・開発し、これを商品化するまでには長い年月を要する当社においては、中長期的なビジョンに基づいた経営が当社株主の皆様全体の利益、同時に当社商品・サービスの利用者である国民の皆様の利益にも繋がると考えております。

しかし、当社株式の大規模買付者が出現した場合、当社株主の皆様が当社の企業価値および具体的な買付提案の条件・方法等について十分に理解された上で、当該買付行為に応じるか否かの決定・判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。

そこで、上述した事情を踏まえた上で、今後想定される「当社株式の大規模買付行為」について、大規模買付者に対してその目的や内容、買付対価の算定根拠等の十分な情報提供と十分な熟慮期間の確保を要請することにより、当社株主の皆様に適切な判断をしていただくための措置として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）」を策定し維持することが必要であると考えます。

当社は、大規模買付行為の是非は当社株主の皆様の判断に従うという考え方を基本に、当社の企業理念に立脚した開かれた経営を進めてまいります。以上のような取組みにより、当社は今後もさらなる株主重視の経営を推進し、企業価値の最大化を図ってまいります。

2. 大規模買付行為に対する基本的考え方

当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模買付行為に応じることを強要して株主に不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対し大規模買付行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、株主による買付条件等の検討や対象会社の取締役会による検討・代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも存すると考えられます。そのような大規模買付行為に対しては、当社としてこのような事態が生ずることのないように、予め何らかの対応方法を講ずる必要があると考えます。もっとも、そのような大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様委ねられるべきものと考えております。

このように、最終的な判断が当社株主の皆様委ねられるべき場合において、大規模買付行為に対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様に必要な情報提供がなされ、かつ十分な熟慮期間が与えられる必要があります。このような観点から、本対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を行った上で、当社株主の皆様のための熟慮期間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないよう求めることを基本としております。

なお、当社株主の皆様がこのような判断を行うための十分な情報提供という観点から、大規模買付者自身の提供する情報に加え、それに対する当社取締役会の評価・検討に基づく意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案も、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えます。これは、**1. 「当社事業**

と**その社会的使命**」で述べた当社グループ事業の沿革および現状に鑑みれば、大規模買付者のみならず当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が、当社の当面の事業運営ひいては長期的視点に立った経営に有形無形の影響を与え得る大規模買付行為の買付対価をはじめとした諸条件の妥当性等を判断する上で役立つものと考えられるからです。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆様により適切な判断をしていただけるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、かかる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表いたします。そして、当社取締役会が必要と判断した場合は、大規模買付者との交渉や当社株主の皆様への代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が、これを具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は当該ルール違反のみをもって、下記**5. 「大規模買付ルールが遵守されなかった場合」**に定める対抗措置を講じることができるものといたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社の企業価値および株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に適うような大規模買付行為に対してまで萎縮的效果を及ぼし、これを制限してしまう事態を未然に防止できることにもなると考えております。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、下記**4. (2) 「大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合の取扱い」**に定めるように、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会の判断で当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

また、当社取締役会が株主の皆様の意思を確認することが適切であると考える場合には、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続きとして、当該目的のために開催される株主総会を開催できるものとし、ます。

当該対抗措置により、結果的に大規模買付者を含む特定株主グループおよび特定株主グループに属する者になろうとする者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

なお、現在当社は、買収の具体的な提案を受けてはおりません。

また、2024年12月31日現在の当社の大株主の状況は、別紙1記載のとおりです。

3. 大規模買付ルールの目的と概要

(1) 大規模買付ルールの目的

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するという観点から、当社株主の皆様に対して、このような買付行為を

受け入れるかどうかの評価・検討に必要な大規模買付者からの情報、および当社取締役会による評価・検討に基づく意見を提供し、さらに場合によっては、当社株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様に対して、熟慮に必要な時間を確保するものであり、これにより当社株主の皆様に適切な判断をしていただけるようにすることを目的としております。

(2) 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、「大規模買付行為が実行される前に、大規模買付者から当社取締役会に対する十分な情報提供を要求し、それに基づき当社取締役会がその買付行為の評価・検討を行った上、それらを踏まえて当社株主の皆様が適切な判断を行うために必要な一定期間が経過して初めて、大規模買付行為を開始することを認める」というものです。

「大規模買付行為」とは、以下の①から③のいずれかに該当する行為（但し、予め当社取締役会が同意したものを除きます。）をいい、大規模買付行為を行うまたは行おうとする者を「大規模買付者」といいます。なお、大規模買付行為は、市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。

①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為

②特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株式の買付行為

③当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合も含む。）との間で行う行為であり、かつ、（i）その行為の結果、当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または（ii）当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（注3）（但し、（i）（ii）のいずれも、当社株式等につき当該特定株主グループの株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りま。）（注4）

注1：特定株主グループとは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

①当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）およびその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）

②当社の株式等の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われる者を含みます。）を行う者およびその特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

③①または②の関係者（（i）①もしくは②の者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他金融機関を含む①もしくは②の者と実質的利害を共通にしている者、（ii）公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、または（iii）①もしくは②の者が実質的に支配する、もしくはこれらの者と共同もしくは協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者）

注2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式に係る議決権数とします。

注3：「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判断は、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株式等の買い上げりの状況、当社株式等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該株主グループおよび当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

注4：本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が特別委員会の勧告の内容を最大限尊重して合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本文の③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当該特定株主グループおよび当該他の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

なお、前述のとおり、上記の類型に該当する行為であっても、予め当社取締役会が同意したものについては大規模買付行為には該当しませんが、(ア)当社取締役会による当該同意の前提となった事実関係に変動が生じたことにより、または(イ)当該事実が真実ではないことが当社取締役会により認識されたことにより、当社取締役会が当該同意を撤回した場合には、(ア)の場合には当該同意の撤回時点から、(イ)の場合には当初の買付行為等の時点から、当該買付行為等について、大規模買付行為に準じるものとして、大規模買付ルールが準用されることといたします。なお、当社取締役会が当該同意を撤回するにあたり、当社取締役会が必要と認めた場合には、特別委員会の助言を得ることができることとします。

大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

① 特別委員会の設置

当社は、大規模買付ルールに則った一連の手続きの進行に関する客観性および合理性を担保するため、ならびに大規模買付ルールが遵守された場合で当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために相当と考える方策を講じる場合において、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するために、当社取締役会から独立した常設機関として特別委員会を設置しております。特別委員会の構成員数は3名以上5名以内とし、社外役員、弁護士、公認会計士、税理士、もしくは学識経験者、他社経営者、または投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通している者等の中から当社取締役会が選任いたします。また、現在の特別委員会は3名で構成されておりますが、2025年2月13日開催の取締役会において、同年3月27日開催予定の当社定時株主総会において本対応方針の継続につき株主の皆様からのご賛同をいただけることを条件に、就任する特別委員会の委員3名（1名再任、2名新任）を選任することを決議いたしました。委員候補者3名の略歴は、別紙2に記載のとおりです。

特別委員会は、具体的には以下の役割を担います。

(ア)下記③「大規模買付情報の提供とその開示」に関して、大規模買付者から提供される情報が十分であ

るか、不足しているかについて当社取締役会に対して勧告を行います。

(イ)下記 4. (2)「**大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合の取扱い**」に関して、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められ、対抗措置を発動するか否かを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することの可否についての勧告を行います。

(ウ)下記 5.「**大規模買付ルールが遵守されなかった場合**」に関して、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守しない場合に該当するか否かを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することの可否についての勧告を行います。

(エ)下記 7. (2)「**対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等**」に関して、当社取締役会が対抗措置の発動の中止を検討するにあたって、当社取締役会から諮問がなされた場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を維持することが相当でないか否かについての勧告を行います。

(オ)当社取締役会が、大規模買付行為に該当しないことについて予め行った同意を撤回するにあたり、当社取締役会が助言を求めた場合、その他当社取締役会が特別委員会の助言を求める場合には、当社取締役会に対して助言を与えます。

なお、特別委員会の判断が適切になされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

また、特別委員会は定期的に委員会を開催し、当社の経営状況について当社取締役から報告を受けることとします。

② 大規模買付ルール遵守表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を日本語で記載した表明書（以下、「大規模買付ルール遵守表明書」といいます。）を提出いただくこととします。大規模買付ルール遵守表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を、日本語で明示の上、代表者の記名押印および代表者の資格証明書を添付していただきます。

当社は、大規模買付者から大規模買付ルール遵守表明書の提出があった場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則等に従って直ちに開示します。

③ 大規模買付情報の提供とその開示

当社がこの大規模買付ルール遵守表明書を受領した後10営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）のリスト（かかるリストは日本語によります。）を大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を、日本語で提供していただくこととします。なお、特別委員会の勧告を受け、提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が判断した場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供していただくことがあります。大規模買付情報の項目は、以下のとおりです。

(ア)大規模買付者およびそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、ファンドの場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、役員の氏名および略歴、事業内容ならびに当事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

(イ)大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類・内容、買付けの時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為完了後、当社が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性ならびに過去の買収および買付行為の履歴等を含みます。）

(ウ)大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容

(エ)買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）

(オ)買付資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含みます。なお、実質的提供の判断にあたっては直接または間接を問いません。）の具体的名称その他の概要、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

(カ)大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針および事業計画（資金計画、投資計画、資本政策、配当政策および資産活用等）

(キ)大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客、地域関係者、その他の当社利害関係者への対応方針等

(ク)その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、当社取締役会に提供された大規模買付情報について、当社株主の皆様の判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、当社株主の皆様に対して、その全部または一部を公表するものといたします。また、当社取締役会は大規模買付者から提供された情報を特別委員会に対して提供いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者につき大規模買付情報の提供が十分になされたと認めた場合、または、特別委員会が大規模買付情報につき十分に提供されたと判断してその旨を当社取締役会に対して勧告した場合、大規模買付情報の提供が十分になされたと判断される旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間および株主熟慮期間の設定ならびに大規模買付行為の不開始

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、情報提供完了通知を行った後、60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（左記以外の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、または代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるものとします（この期間に

は、特別委員会による大規模買付行為の評価期間を含みます。また、当社取締役会が、特別委員会の勧告について特別委員会に対し再考を促した場合は、それぞれ最大14日間延長できるものとします。）。取締役会評価期間中、当社取締役会は、外部専門家等の助言を受けることなどによって、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、取締役会評価期間終了後速やかに、対抗措置を発動するか否かの判断を行い、その結果を公表いたします。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

取締役会評価期間満了後30日間は、大規模買付者から提供された情報およびこれをもとにした当社取締役会の意見や代替案等を考慮して、大規模買付者からの提案に応ずるか否か等について当社株主の皆様に適切な判断をしていただくための株主熟慮期間とします。従って、当社株主の皆様の判断に必要な時間確保の観点から、取締役会評価期間および株主熟慮期間が経過するまでの間は大規模買付行為を開始してはならないものとします。当該期間経過前に大規模買付行為が行われた場合には、そのことのみをもって対抗措置を講じることができないものとします。

なお、下記4.（4）「大規模買付行為の不開始」に記載の確認総会基準日の公告がなされた場合には、取締役会評価期間および株主熟慮期間に加えて、確認総会において対抗措置の発動を承認しないと株主の意思が確認されるまでの間も、大規模買付者は、大規模買付行為を開始してはならないものとします。

4. 大規模買付ルールが遵守された場合

（1）原則的な取扱い

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりするに留め、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

（2）大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合の取扱い

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められ、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、適切と判断する時点において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために下記6.「対抗措置の具体的内容」に記載の相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

具体的には、以下の①ないし⑥の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

なお、対抗措置は、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に発動されるものであり、当該大規模買付行為が下記類型に形式的に該当することのみ

を理由として発動することを予定したものではありません。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式を高値で売り抜ける目的で当社の株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ⑤ 上記①から④の他、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による支配権取得が当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付けを行うことをいいます。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。）

当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの検討および判断にあたって、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付け後の経営方針等を含む情報に基づいて当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を検討いたしますが、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会が適切と判断する時点において、特別委員会に対し、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか、また対抗措置を発動することができるか否かにつき諮問することとします。特別委員会が対抗措置の発動を不可と勧告したときは、当社取締役会は、その勧告に原則として従い、対抗措置を発動しないものとします。但し、当社取締役会が、特別委員会の勧告の前提となる事実認識に重要な齟齬があり、または、特別委員会の判断の根拠が不合理であると判断した場合は、当社取締役会は特別委員会に対し、一度に限り再考を促すことができるものとします。

特別委員会は、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうとは認められないと判断し、一旦、対抗措置を発動することはできない旨の勧告を行った場合であっても、当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、または当該事実が真実ではないことが特別委員会に認識されたなどの結果、当該大規模買付行為が上記①ないし⑥の類型のいずれかに該当し、当社の企業価値および株主共同

の利益を著しく損なうと認められると判断されるに至った場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することができる旨の勧告を改めて行うことができますものとしします。

(3) 株主意思の確認手続き

当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められ、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、特別委員会に対して対抗措置の発動の可否に関して諮問することとし、(ア)特別委員会が、当該大規模買付行為は当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるとの勧告に至らない場合において、当社取締役会がこれと異なる判断を行おうとする場合、(イ)特別委員会が対抗措置を発動することが許容されると勧告した場合であって、取締役会がさらに株主の皆様の意思を確認することが適切と考える場合、または(ウ)その他当社取締役会が株主の皆様の意思を確認することが適切であると考えられる場合には、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続きとして、当該目的のために開催される株主総会（以下、「確認総会」といいます。）を開催できるものとしします。確認総会は、定時株主総会と併せて開催される場合もあります。

なお、上記(2)に記載の対抗措置の発動の可否に関する取締役会による特別委員会への諮問は、その時期に制限はなく、取締役会評価期間や株主熟慮期間の前後・期間中を問わず、行うことができますので、上記(ア)ないし(ウ)の場合には、取締役会評価期間や株主熟慮期間の前後・期間中を問わず、株主意思の確認手続きが実施される可能性があります。

株主意思の確認手続きの実施を決定した場合、当社取締役会は当社定款に定める公告方法に従って、速やかに株主意思の確認手続きにおいて議決権を行使することのできる株主を確定するための基準日（以下、「確認総会基準日」といい、確認総会基準日は、当該公告の日から30日以内の日としします。）を設定し、確認総会基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、株主意思の確認手続きにおいて議決権を行使することのできる株主としします。

当社取締役会は、確認総会基準日から90日以内に確認総会を開催いたします。確認総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、相当と認められる対抗措置を講じることを内容とする会社の提案する議案について、その議決権の過半数の賛成があった場合には、当社株主の皆様から当社取締役会に対し、相当と認められる対抗措置を講じることにについてご承認いただけたものとしします。

上記の他、確認総会の実施に係る具体的な手続きについては、当社取締役会が別途定めることといたします。

(4) 大規模買付行為の不開始

大規模買付者は、確認総会基準日の公告がなされた場合、確認総会において対抗措置の発動を承認しないとの株主の意思が確認されるまで、大規模買付行為を開始してはならないものとしします。上記に反して大規模買付者が大規模買付行為を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を発動させることができるものとしします。

また、株主熟慮期間経過前に確認総会の実施に関する公告がなされた場合には、株主熟慮期間が経過し、かつ確認総会において対抗措置の発動を承認しないとの株主の意思が確認されるまでの間、大規模買付者は大規模買付行為を開始してはならないものとしします。

5. 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当該ルール違反のみをもって、下記6.「**対抗措置の具体的内容**」に記載された相当と認められる対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗することがあります。なお、大規模買付行為に対抗するにあたり、当社取締役会が必要と認めた場合には、上記4.「**大規模買付ルールが遵守された場合**」に準じて、特別委員会へ諮問または確認総会を開催することができるものとします。

6. 対抗措置の具体的内容

当社が、当社株主総会または取締役会の決議を経て、本対応方針に基づき発動する対抗措置の内容は、別紙3に記載の新株予約権の無償割当てとします。また、当社株主総会がその決議により新株予約権の無償割当てを行う場合には別紙3記載の事項に必要な修正を加えた内容の新株予約権とすることができるものとします。

こうした対抗措置により、大規模買付者を含む特定株主グループおよび特定株主グループに属する者になるうとする者に、株式の経済的価値の希釈化など経済的損害、議決権割合の低下、議決権行使に関する不利益等を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。従って、大規模買付ルールは、これを無視して大規模買付行為を開始することのないように大規模買付者に対して予め注意を喚起するものでもあります。

また、当社は、公開買付制度を利用する大規模買付者に対し、不測の損害を被ることがないように、対抗措置が講じられた場合に公開買付けを撤回できるように処置する等、関係法令に従って予め所要の手当を講じておくように注意喚起をいたします。

7. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールの導入時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールの導入時においては、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、および大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められ、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および当社株主共同の利益を確保することを目的として、対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（当該大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置を発動する手続きを開始した後に対抗措置を発動することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重し、かつ適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、対抗措置の発動を維持することの是非について検討し、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合には対抗措置の発動を中止することがあります。具体的には、新株予

約権の無償割当てを中止し、または割り当てた新株予約権の全部を無償取得することがあります。その場合には、当社株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

(3) 新株予約権無償割当てに伴って株主に必要となる手続き

新株予約権の無償割当てについては、当社株主の皆様において必要となる手続きは特にありません。但し、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権無償割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録される必要があります。また、新株予約権の行使については、新株を取得するために所定の期間内に所定の金額の払込をしていただく必要があります。手続きの詳細については、実際に新株予約権を無償割当てすることになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

① 新株予約権行使の手続き

当社は、新株予約権無償割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様（但し、例外事由該当者（別紙3の9.に定義する者をいいます。以下同じです。）を除きます。）に対し、原則として新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する期間、当社株式の記録を行うための振替口座等の必要事項、ならびに株主の皆様ご自身が例外事由該当者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

また、新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、当社普通株式を取得するために、所定の期間内に所定の金額の払込をしていただく必要があります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、新株予約権を行使する場合には、行使の結果交付される当社普通株式の記録を行うための振替口座として、特別口座以外の口座をお知らせいただく必要がありますので、株主の皆様が新株予約権を行使する際には、予め証券口座等の振替口座が開設されている必要がある点にご留意ください。

上記の他、新株予約権行使の手続きの詳細については、実際に新株予約権を無償割当てすることになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

② 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を取得いたします。

また、新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、例外事由該当者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。また、新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の記録を行うための振替口座の情報を提供いただくことがあります。

上記の他、新株予約権取得の手続きの詳細については、実際に新株予約権を無償割当てすることになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

8. 本対応方針の有効期間ならびに継続、廃止および変更

本対応方針については、2025年3月27日開催予定の当社定時株主総会において議案としてお諮りした上で、株主の皆様からのご賛同をいただくことを予定しておりますが、出席株主の皆様の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本対応方針の効力は発生しません。

株主の皆様からご賛同をいただいた場合、本対応方針の有効期間は、2028年に開催される当社定時株主総会後、最初に開催される取締役会の終了時点までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会または当社の取締役会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合は、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、②当社の株主総会において本対応方針を変更する旨の決議がなされた場合、本対応方針はその時点で変更されるものとします。

また、本対応方針については、本年以降、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討・討議を行います。

従って、本対応方針は、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止または変更させることが可能です。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他本対応方針に関連する法令もしくは金融商品取引所の規程の新設・改廃が行われ、かかる新設・改廃を本対応方針に反映させることが適切である場合、または誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合には、本対応方針の形式的もしくは技術的な修正または変更を行うことができます。

本対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または特別委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、速やかに当社株主の皆様に対して開示いたします。

9. 本対応方針の合理性

本対応方針は、以下の①から⑥に記載のとおり合理性のある内容となっております。すなわち、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足し、また企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省に設置された公正な買収の在り方に関する研究会が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）、および、東京証券取引所が2015年6月1日に公表した買収への対応方針に関するコーポレートガバナンス・コード（2021年6月11日最終改訂）の原則（原則1－5および補充原則1－5①）の趣旨を踏まえた内容となっております。

- ① 当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値および株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

- ② 株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、2025年3月27日開催予定の当社定時株主総会において、本対応方針を議案としてお諮りして株主の皆様の意思を確認させていただくこととし、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、本対応方針の効力は発生しません。そのため、本対応方針の導入如何および内容は、当社株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。

また、**4.（3）「株主意思の確認手続き」**のとおり、株主意思の確認手続きを実施する場合には、対抗措置の発動に対する当社株主の皆様の直接の意思に依拠することになります。

- ③ 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応方針の運用に関し、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。

また、特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外役員、弁護士、公認会計士、税理士、もしくは学識経験者、他社経営者、または投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通している者等の中から当社取締役会が選任いたします。

- ④ 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、上記**4.（2）「大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合の取扱い」**記載のとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

- ⑤ 取締役の恣意的判断防止のための措置

本対応方針は、上記**3.（2）①「特別委員会の設置」**記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動の可否について、判断の公正さを担保された特別委員会の勧告に従うように設定されており、または**4.（3）「株主意思の確認手続き」**記載の確認総会によって対抗措置の発動に対して株主の皆様の意思を直接反映することにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための厳格な仕組みを確保しているものといえます。

- ⑥ デッドハンド型やスローハンド型の対応方針ではないこと

上記**8.「本対応方針の有効期間ならびに継続、廃止および変更」**に記載のとおり、本対応方針は当社の株主総会または株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされておりますので、いわゆるデッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。

また、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を1年としているため、本対応方針はスローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

以 上

別紙 1

当社大株主の状況（2024年12月31日現在）

順位	株主名	持株数（株）	議決権比率（％）
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,592,100	9.89
2	ノーリツ取引先持株会	2,246,509	4.84
3	株式会社三井住友銀行	1,739,695	3.74
4	第一生命保険株式会社	1,612,200	3.47
5	株式会社長府製作所	1,520,000	3.27
6	NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	1,500,000	3.23
7	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,444,169	3.11
8	ノーリツ従業員持株会	1,287,215	2.77
9	日本電気硝子株式会社	1,119,300	2.41
10	TOTO株式会社	1,100,300	2.37

(注) 1. 大株主上位10名を記載しております。
2. 当社は自己株式1,954,556株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
3. 議決権比率は、自己株式1,954,556株を控除して計算しております。

以 上

特別委員会委員候補者の氏名および略歴

《委員》

谷 保廣（たに やすひろ）

- 【略歴】 1981年10月 監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社
 1985年 4 月 公認会計士登録
 1986年 4 月 公認会計士 谷会計事務所代表（現任）
 2003年 5 月 税理士登録
 2004年 9 月 北京中央財經大学院客員教授
 2006年 4 月 学校法人グロービス経営大学院教授（現任）
 2018年 6 月 ワールド・モード・ホールディングス㈱社外監査役
 2020年 6 月 ロート製薬㈱社外監査役（現任）
 2021年 3 月 当社社外取締役 監査等委員（現任）
 2024年 6 月 不二製油グループ本社㈱社外取締役 監査等委員
 現在に至る
- ※谷保廣氏は、当社の社外取締役 監査等委員です。

野田 いづみ（のだ いづみ）

- 【略歴】 2000年 5 月 ビーウィズ㈱入社
 2016年 1 月 同社オペレーション本部長兼生活サービス本部長
 2016年 6 月 同社執行役員オペレーション本部長兼生活サービス本部長
 2017年 6 月 同社執行役員オペレーション本部長兼人材開発部長
 2018年 6 月 同社CHO(ChiefHumanOfficer)
 兼CORO(ChiefOperationalRiskOfficer)
 人材開発部長兼業務監査部長
 2019年12月 同社CHO(ChiefHumanOfficer)人材開発部長
 2021年12月 同社CHO(ChiefHumanOfficer)人事部長
 2024年 9 月 同社フェロー（エキスパート役員）
 現在に至る

伊藤 三奈（いとう みな）

【略歴】 1996年 6 月 ベーカー・マッケンジー法律事務所入所
2004年 1 月 同法律事務所パートナー
2020年 1 月 同法律事務所特別顧問
2020年 5 月 ZENMONDO(株)設立 代表取締役CEO（現任）
2020年 6 月 (株)シーボン社外監査役
2021年 6 月 国際紙パルプ商事(株)（現KPPグループホールディングス(株)）社外取締役 監査等委員
2022年 6 月 KPPグループホールディングス(株)社外取締役（現任）
2024年 4 月 ガイドーグループホールディングス(株)社外取締役（現任）
2024年 5 月 Mina Arai-Ito外国法事務弁護士事務所所長
現在に至る

以 上
別紙 3

新株予約権の概要

1. 新株予約権の割当方法（新株予約権無償割当て）

会社法第278条および第279条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において定める割当ての基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の発行総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

5. 新株予約権の目的となる株式の総数

- (1) 新株予約権 1 個あたりの新株予約権の目的となる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、新株予約権無償割当て決議において取締役会が別途定める数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を控除した数を上限とする。

6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める 1 円以上の額とする。

7. 権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

8. 譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

9. 行使条件

特定株主グループ（議決権割合が20%以上のものに限る。以下、同じ。）に属する者または特定株主グループに属する者になろうとする者（但し、当社の株式等を取得または保有することが当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下、「例外事由該当者」という。）ではないこと等を行使の条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

10. 取得条項

- (1) 当社は、大規模買付者による大規模買付ルール違反その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。
- (2) 前項における取得の対価は、原則として、例外事由該当者以外の者が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権 1 個につき対象株式数と同数の当社普通株式とする。

11. 無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

12. その他

当社は新株予約権の発行に関して発行登録をするものとする。発行登録の詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

<株主提案>

第6号議案から第8号議案までは、1名の株主様からの提案によるものです。

なお、提案株主様から通知された提案内容および理由については、議案毎に整理し、そのまま記載しております。

第6号議案

譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件

1. 議案の要領

譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を、基本報酬の報酬額年額とは別に、年額総額2億円以内、付与株式数の上限111,000株と設定し、また、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するため、本制度の対象となる監査等委員である取締役に対する報酬額を、基本報酬の報酬額年額とは別に、年額総額200万円以内、付与株式数の上限11,000株と設定する。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

2. 提案の理由

2024年3月28日開催の当社の第74回定時株主総会で、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する事後交付型業績連動型株式付与のための報酬額として年額総額800万円以内が決議されていますが、この金額は極めて小さく、また、対象取締役から社外取締役および監査等委員である取締役を除外しており、譲渡制限付株式報酬制度の目的である取締役と株主との価値共有が十分に図られているとは言えません。当社の第74期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の付与実績を見ても、固定報酬1760万円に対し、譲渡制限付株式報酬は350万円相当となっており、固定報酬の19.89%しかありません。このペースでは、取締役と株主との価値共有を図るために効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当に到達するまで、約15年かかることになります。取締役と株主との価値共有を図る目的から、譲渡制限付株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ意味がありませんが、在任期間15年を前提とすることは出来ないため、より短期間で一定規模の付与がなされる必要があります。また、当社は、譲渡制限付株式報酬制度に係る株式保有ガイドラインを策定し、役員による在任中の自社株式取得目標を、固定基本報酬の3倍相当と定めるとともに、当社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書を役員個人別自社株式取得状況を開示すべきと考えます。

当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

<反対の理由>

当社の取締役の報酬等は、その経営責任を明確にし、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして十分に機能するよう、株主と価値を共有する報酬体系としております。

具体的には、当社の代表取締役および業務執行取締役の報酬は、基本報酬（月例報酬）、業績連動型年次現金賞与、譲渡制限付株式報酬および事後交付型業績連動型株式報酬の4つで構成されており、「譲渡制限付株式報酬」の導入については2021年3月開催の定時株主総会において、「事後交付型業績連動型株式報酬」の導入については2024年3月開催の定時株主総会においてご承認いただいております。なお、社外取締役および監査等委員である取締役については、その職務に鑑み固定の基本報酬（月例報酬）のみを支給しております。また、当社は委員の過半数を独立社外取締役とし、委員長を独立社外取締役とする報酬諮問委員会を設置し、取締役の報酬制度および報酬の決定プロセスの透明性・公正性確保を図っております。同委員会においては、当社と同程度の事業規模の企業の動向や調査会社から提示を受けたデータ等を踏まえ、各取締役の報酬について検討を行っております。取締役会は、同委員会の答申内容を尊重し、個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

「株主との価値共有（または株主との利益共有）」という点におきましては、譲渡制限付株式報酬につきましては、支給額を基本報酬の20%に設定し、定時株主総会後に開催される取締役会で決定し、毎年4月に支給しております。事後交付型業績連動型株式報酬につきましては、ROEの達成状況に応じて支給割合が異なりますが、仮に評価計数が100%の場合は、基本報酬の19%程度となる予定です。

このように、当社の現在の報酬制度は、企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を十分に実現することのできる適切なものであって、その水準も妥当と考えられるものであり、現在の株式報酬制度とは別枠で、本株主提案に基づく株式報酬制度を導入することは、会社規模、営業利益水準、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等からして、現時点において、バランスを欠く過大な報酬枠であると考えられます。

また、本株主提案では、社外取締役および監査等委員である取締役を含めて、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが提案されております。しかしながら、当社取締役会は、社外取締役には独立した立場から当社経営への助言や経営陣による業務執行に対する適切な監督を行っていただくことを期待していること、また監査等委員である取締役においても、取締役の業務執行に対する監査を通じて取締役会による経営の監督機能を強化することを期待していることから、これらの者に対して譲渡制限付株式を付与することは独立性を阻害することになりかねないため適切でないと考えております。

以上のことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

なお、本取締役会意見の決議に先立ち、本株主提案の内容については報酬諮問委員会で審議しております。取締役会は報酬諮問委員会からの答申を踏まえ、本取締役会意見を決議しております。

当社としましては、本株主提案の内容を真摯に受け止めるとともに、今後も引き続き、報酬構成のバランスや水準等だけでなく、取締役の当社株式の保有株式数に対する考え方等も含め、企業価値向上に資する報酬制度の在り方について、報酬諮問委員会およびその答申を受けた取締役会において検討を進めていきたいと考えております。

第7号議案

自己株式取得の件

1. 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、貴社普通株式を、株式総数4,855,000株、取得価額の総額金8,739,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

2. 提案の理由

当社の株価は2024年の間低迷しています。また、当社は約286億円の現金に加えて約400億円の政策保有株式を抱えており、資本効率が不十分です。そこで、更なる当社の株主還元の拡充および資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

<反対の理由>

当社は2030年のありたい姿を示した2030年ビジョンおよび2026年度を最終年度とする中期経営計画『Vプラン26』を策定し、企業価値向上に向けて取り組んでおります。2030年ビジョンにおいては、2030年のROE目標を8%以上とし、『Vプラン26』においては、財務目標としてROE目標6%超、未財務目標としてFTSE3.3以上を掲げております。

『Vプラン26』の達成にむけて、①事業ポートフォリオの変革、②戦略投資の拡大と資本政策、③サステナビリティ経営の推進を重点戦略とし、持続的な成長と企業価値向上を目指しております。

このうち、戦略投資の拡大と資本政策に関しては、事業戦略の実行に当たり、3年総額325億円の投資を計画し、その内235億円を海外事業や生産革新など成長事業や戦略課題に投入することで、持続的な成長を目指しております。また、「株主還元策の強化」「政策保有株式の縮減」等、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応も推進しております。

特に株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけており、更なる株主還元の充実を図るために、配当については、連結配当性向50%または連結純資産配当率（DOE）2.5%のいずれか高い額を目途として配当を行うことで、業績連動に安定性を加味した配当を実現することとしております。自己株式の取得については機動的に実施することとしており、2025年2月には、20億円（自己株式控除後発行済株式総数の約3%）の自己株式取得を公表しております。

一方、本株主提案は約87億円の自己株式の取得を1年間で行うことを求めておりますが、この規模は、当社の年間キャッシュフロー水準を大幅に上回る水準となります。仮に本株主提案の内容を実施した場合、成長投資の財源を損ない、当社の中長期的成長と企業価値の向上を停滞させることになるだけでなく、財務の安定性をも失わせ、結果として、株主の皆様の中長期的な利益を損なうことになることと認識しております。また、基幹事業を継続するための資金に加え、戦略事業、M&A等、成長投資のための機動的資金の必要性を勘案した場合、現在の当社の現金水準は適正なものと判断しております。したがって、本株主提案の規模の自己株式取得を1年間で行うことは、当社が成長投資を円滑に遂行する上で、適切ではないと考えております。

以上のことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第 8 号 議 案

社外取締役の員数に関する定款変更の件

1. 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第 20 条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
(員数) 第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする。 <u>2（新設）</u>	(員数) 第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする。 <u>2 当会社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

2. 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4－8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4－7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。当社は、取締役9名のうち社外取締役は3名となっており、3分の1以上の要件を充たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有する株式アナリストの登用を検討すべきと考えます。「株式アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらしと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

<反対の理由>

当社は、取締役等の指名に関する重要な事項の検討にあたり、独立性と客観性を強化し、コーポレートガバナンス体制を一層充実させるため、2016年9月より、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名諮問委員会を設置しております。

指名諮問委員会は、コーポレートガバナンス報告書で開示している取締役選任基準およびスキル・マトリックスに基づき、当社の経営戦略に照らし、企業価値向上に寄与する人材を取締役候補者とするよう、取締役会に提案しております。

また、当社は、2019年3月より、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監査・監督機能を一層強化するとともに、意思決定の迅速化および中長期的視点での議論の更なる充実を進めております。社外取締役監査等委員には、毎回の取締役会で発言機会を確保する等により、適法性監査の観点だけでなく、業務執行に対する独立した立場から能動的かつ積極的に意見を述べ、自由闊達な意見表明が行われております。

こうした意見を経営に活かすことでガバナンスを一層強化する体制が実現できていると考えております。また、当社取締役会は、毎年、取締役会の実効性評価を実施しており、社内、社外役員からの評価結果を受けて取締役会として課題を認識した上で議論を行い、継続的改善に取り組んでおります。

現在、当社の取締役会構成は取締役総数9名中3名（うち女性1名）を独立社外取締役としており、企業経営経験者、弁護士、公認会計士という多様性に富む構成となっております。当社取締役会は、当社の中期経営計画『Vプラン26』を達成するとともに、さらには長期ビジョンの達成に向けた経営の執行を監督するにあたり多様性を有する最適な構成であり、当社の企業価値の持続的な向上、すなわち株主の皆様の利益につながるものと考えております。

過半数の社外取締役を選任するか否かという取締役会の構成については、コーポレートガバナンス・コードにおいても、「業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して」決定されるべきとされております。一方で本株主提案のような規定を定款に設けることは、取締役会のあるべき姿の議論や取締役候補者の選択範囲を却って制限し、適切な取締役会の構成の妨げになると判断しております。

以上のことから、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

なお、本取締役会意見の決議に先立ち、本株主提案の内容については指名諮問委員会で審議しております。取締役会は指名諮問委員会からの答申を踏まえ、本取締役会意見を決議しております。

ちなみに、株主提案でご指摘のあった「株式アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用に関しましては、監査等委員である社外取締役谷保廣氏が公認会計士・税理士に加え、証券アナリスト資格を保有する等、専門性を有しており、多面的な視点で発言をするなど経営に対する助言・監督の職責を果たし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献して頂いております。

当社としましては、今後も引き続き、企業価値に資するコーポレートガバナンスの強化に向けて、独立社外取締役の数や比率の向上、企業価値向上に資する適切なスキルセットを含む取締役会構成の在り方について、指名諮問委員会およびその答申を受けた取締役会において検討を進めていきたいと考えております。

(参考資料)**■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定手続**

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定については、知識・経験・能力をバランス良く備え、当社取締役会の人数規模を考慮した上で可能な限りの多様性を確保することを念頭に置きつつ、以下の選定基準を踏まえた評価、および指名諮問委員会における当該評価結果の審議を行った上で、取締役会において決定しております。

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定基準**【人物像】**

サクセッションプランに定める人材要件を満たし、自社の社会的使命を踏まえ、取締役としての責務を果たすための必要な能力を発揮し、経営・事業を適切に方向付ける人物。

【4つの基本要件】

- ・倫理観：社会的責任、ブランドの観点で持続・革新発想を持つ。
- ・対話力：変革の意味・意義を語り合い、全社一丸に貢献する。
- ・構想力：経営的な視野での実行条件を率先して整える。
- ・突破力：適切な方向への抵抗要因を打破し全社を前進させる。

■独立社外役員選定基準

当社は、当社の社外役員および社外役員候補者が当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断される場合に、当該社外役員または当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断し、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないとは、次の各項目の要件の全てに当てはまらないと判断される場合をいいます。

1. 当社および関係会社との関係

- (1) 当社および関係会社（以下まとめて「ノーリツグループ」という。）の現在の業務執行取締役または執行役員、支配人その他の使用人（以下まとめて「業務執行取締役等」という。）である者。
- (2) 独立社外役員就任前の10年間に於いて、ノーリツグループの業務執行取締役等であった者。但し、その就任前の10年間のいずれかの時に於いて当社の業務執行取締役でない取締役（以下「非業務執行取締役」という。）、監査役または会計監査人であったことがある者にあっては、それらの役職への就任前の10年間に於いて、当社の業務執行取締役等であった者。

2. 株主との関係

- (1) 当社の現在の議決権所有割合10%以上の株主（以下「主要株主」という。）、または主要株主が法人である場合には、当該主要株主またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人である者。
- (2) 直近5年間に於いて、当社の現在の主要株主またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人であった者。

3. 経済的利害関係

- (1) 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者。

- (2) ノーリツグループから直近3事業年度の平均で1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている組織、その他の業務執行者。
- (3) ノーリツグループから取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員またはその支配人その他の使用人であった者。
- 4. 取引先企業および得意先企業との関係
 - (1) ノーリツグループから直近4事業年度のいずれかにおいて、年間連結総売上高の2%以上の支払を受けた者またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者。
 - (2) ノーリツグループに対し、直近4事業年度のいずれかにおいて、当社の年間連結総売上高の2%以上の支払を行った者、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者。
- 5. 債権者との関係
 - (1) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他大口債権者（以下「大口債権者等」という。）、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者。
 - (2) 直近3年間に於いて大口債権者等、またはその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計監査人、会計参与、執行役、執行役員または支配人その他の使用人であった者。
- 6. 専門的サービス提供者との関係
 - (1) ノーリツグループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは従業員である者。
 - (2) 直近3年間に於いて、ノーリツグループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーまたは従業員であって、ノーリツグループの監査業務を担当していた者。
 - (3) 上記(1)または(2)に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、役員報酬以外に、ノーリツグループから、直近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者。
 - (4) 上記(1)または(2)に該当しない弁護士法人、法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティングファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、ノーリツグループから直近3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている者の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者。
- 7. 在任期間
当社において現在独立社外役員の取締役の地位にあり、かつ通算の在任期間が8年を超える者。
- 8. 近親者
上記1. ないし7. までの各号に定めた者の配偶者または三親等内の親族もしくは同居の親族。
- 9. その他
上記1. ないし8. までの各号に該当しない場合でも、その他の事由で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれのある者。

以上

メ モ

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、引き続き緩やかな景気回復が続きましたが、物価上昇の影響を受け、消費者の大幅な購買意欲上昇には至りませんでした。海外においても、中国の不動産不況の長期化により景気の先行きが不透明な状況が続いています。また、原材料価格やエネルギーコストの高騰、欧米の選挙や中東情勢に伴う地政学的状況の変化など、依然として不透明な状況が継続しました。

このような状況のもと、当社グループは新たな中期経営計画「Vプラン26」を開始しました。当中期経営計画の3年間で経営環境の変化に対応し、持続的な成長と企業価値向上を目指すべく、「事業ポートフォリオの変革」、「戦略投資の拡大と資本政策」、「サステナビリティ経営の推進」を重点戦略として取り組んでまいります。国内事業はカーボンニュートラル社会の実現に向けて、環境配慮型商品や社会課題解決型商品で新たな価値提供を行うための経営資源配分を進め、海外事業は北米エリアの事業および収益の拡大や、東

南アジアでの新規事業開発を目指しております。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,022億4百万円（前年同期比0.2%増）、営業利益23億95百万円（同37.6%減）、経常利益は35億79百万円（同187.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては投資有価証券売却益39億42百万円を計上したこと等により43億83百万円（同404.4%増）となりました。

新中期経営計画「Vプラン26」の初年度となる当連結会計年度は、海外、特に中国における想定を上回る市況の低迷などにより、期初の公表値の修正を行いました。しかしながら、国内においては住宅向け温水機器の需要回復、非住宅用での新規事業の本格稼働開始、海外においては北米の家庭用、業務用給湯器の販売回復、中国の厨房機器の拡大などが次年度に向けた成果として顕在化しており、当連結会計年度に課題となった既存事業の立て直しを確実に進める事で「Vプラン26」達成につなげてまいります。

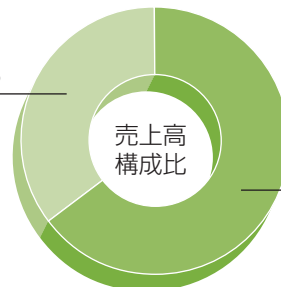
売上高 2,022億円 前年同期比 0.2%増

営業利益 23億円 前年同期比 37.6%減

経常利益 35億円 前年同期比 187.5%増

親会社株主に帰属する当期純利益 43億円 前年同期比 404.4%増

海外事業
34.0%



国内事業
66.0%

国内事業

売上高 1,334億86百万円

前年同期比
1.6%増

営業利益 13億64百万円

前年同期比
271.2%増

当連結会計年度の国内事業セグメントは、売上高が1,334億86百万円（前年同期比1.6%増）、セグメント利益が13億64百万円（同271.2%増）となりました。原価高騰、為替の影響もありましたが、住宅向け温水の需要減をカバーする非住宅分野と厨房分野の好調を受けて増収増益となりました。

温水空調分野では、政府の補助金の活用により、ガスと電気の2つのエネルギーで効率よくお湯をつくる「ハイブリッド給湯システム」の販売台数を前年比1.4倍に拡大しました。また、IoTリモコンの販売台数を前年比1.1倍、保守契約数を前年比1.2倍に増やすことで、お客さまとの将来のつながりを強化しました。

一方、社会課題解決型商品においては、物価上昇による需要の低下を受けて、販売台数が伸び悩みました。非住宅用においては、ボイラーから業務用ガス給湯器への取替を促進し、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みによる成果があったほか、熱ソリューション事業の本格稼働を開始しました。

厨房分野では、ビルトインコンロの販売台数は横ばいだったものの中高級比率が向上、レンジフードは販売チャネルの拡大により販売台数を前年比1.3倍と大きく伸長する結果となりました。

以上により、国内事業全体で増収増益となりました。

海外事業

売上高 687億17百万円

前年同期比
2.5%減

営業利益 10億31百万円

前年同期比
70.3%減

当連結会計年度の海外事業セグメントは、売上高が687億17百万円（前年同期比2.5%減）、セグメント利益が10億31百万円（同70.3%減）となりました。

中国エリアにおいては、市況低迷が継続する中、厨房機器の拡販は好調に推移したものの、給湯機器は販売台数が減少、暖房機器の販売も減速し、素材価格の高騰により利益が減少しました。

北米エリアにおいては、高効率給湯器をはじめタンクレス給湯器の販売台数は引き続き伸長したものの、暖房機器の販売不振が継続しました。豪州エリアにおいては、ヒートポンプ給湯機や業務用給湯器の販売が好調に推移しました。

以上により、海外事業全体では減収減益となりました。

企業集団のセグメント別販売実績

(単位：百万円)

事業区分				第74期	第75期	前年同期比増加率
国	内	事	業	131,404	133,486	1.6%
海	外	事	業	70,486	68,717	△2.5%
合 計				201,891	202,204	0.2%

(注) 1.各事業セグメントの売上高は、外部顧客への売上高であります。
2.当連結会計年度より、報告セグメントの利益又は損失の算定方法を変更しており、前年同期間との比較については、前年同期間の数値を変更後の利益又は損失の算定方法により組替えた数値で比較しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額につきましては、104億25百万円であります。その内訳は、生産設備および基本設備の整備、更新等65億20百万円、金型11億67百万円、ソフトウェア等27億38百万円であります。
なお、これらの設備所要資金は自己資金にてまかなっております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における必要資金につきましては、自己資金および借入金にてまかなっております。

(4) 対処すべき課題

1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、創業の原点「お風呂は人を幸せにする」を大切にしつつ、今後の事業展開を見据えてグループミッションを策定しております。

グループミッション：「新しい幸せを、わかすこと。」

当社グループは、毎日の幸せにとって「なくてはならない」を届けつづけます。そして、領域に縛られず、「なくてはならない」を届けつづける。なければ、つくる。これが1951年の創業以来、当社グループが取り組んで来たことであり、これからも取り組んでいく使命です。

2) 経営環境および当社グループの経営戦略

経営環境

世界経済は、中国の市況低迷の長期化や米国の政権交代による新たな政策の影響など、依然として先行き不透明な状況が継続するものと思われます。

このような環境下において、当社グループは中期経営計画「Vプラン26」の2026年業績計画を、売上高2,100億円、営業利益45億円に見直します。「Vプラン26」では、引き続き3つの重点戦略「事業ポートフォリオの変革」、「戦略投資の拡大と資本政策」、「サステナビリティ経営の推進」を軸に、国内、海外それぞれの事業を推進してまいります。

国内事業においては、住宅向け温水事業偏重構造の変革を掲げ、「ハイブリッド給湯システム」や高効率ガス給湯器「エコジョーズ」の拡販への取り組み強化により低炭素社会の実現に貢献し、厨房分野ではストアブランドのビルトインコンロ、成長チャネルでのレンジフードの販売拡大を図ります。また、非住宅分野では、用途特化型商品で対人領域の市場を開拓するとともに、非対人領域においては熱ソリューション事業の推進を図ります。

海外事業においては、中国市場への過度な依存に対するリスクの軽減と新市場の開拓を掲げ、中国子会社間でシナジーを創出することで、中国事業の立て直しを図ります。北米においては、子会社3社の連携による、カーボンニュートラルへの貢献、業務用給湯分野の拡大、暖房分野での高効率化推進で売上拡大を目指します。豪州においては、設備投資による原価改善、ヒートポンプ給湯機の新製品開発・販売により安定収益を確保してまいります。

また、持分法適用関連会社であるKangaroo社との協業による商品開発・展開、ベトナム・ハノイ駐在員事務所の開設により、東南アジア周辺国へのさらなる展開を図ります。

招集ご通知

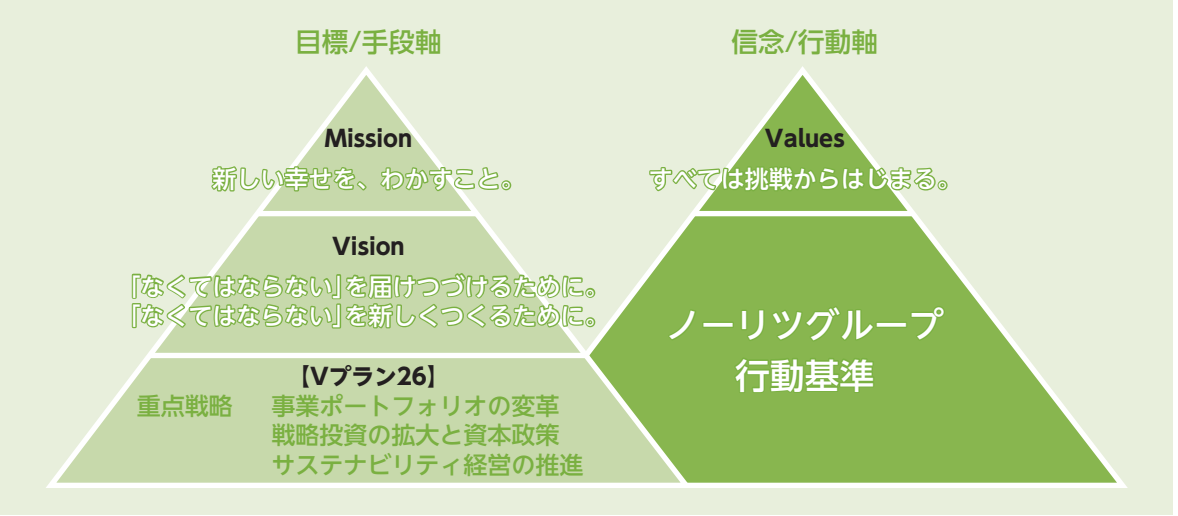
株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

中期経営計画『Vプラン26』



世界の人々や社会に提供する価値

コンセプト	ノーリツの思い	提供価値
サステナビリティ Sustainability	人と地球の適切な関係をつくる	CO ₂ 排出量削減 省資源
ウェルビーイング Well-Being	お湯と食のプラスの価値をつくる	・お湯の価値 睡眠、健康、衛生 ・食の価値 健康、時短、調理の楽しさ
ケア Care	多様性に配慮し、人に寄り添う	安全・安心 多様化

中期経営計画『Vプラン26』目標

業績目標

当社は、2024年度から2026年度までの3カ年を対象とする中期経営計画「Vプラン26」を策定し、持続的な成長と企業価値の向上を目指した取り組みを行っています。

中期経営計画「Vプラン26」最終年度となる2026年12月期の業績目標は、売上高2,300億円、営業利益90億円、ROE 6%超を目指していましたが、特に国内事業における住宅向け温水機器の需要回復遅れならびに中国事業における市況の悪化を受け、売上高2,100億円、営業利益45億円、ROE 6%超に修正いたします。

なお、重点戦略である①事業ポートフォリオの変革、②戦略投資の拡大と資本政策、③サステナビリティ経営の推進に変更はありません。

中期経営計画2年目となる2025年度は、売上高2,050億円、営業利益30億円を計画いたします。

	第75期 (2024年度実績)	第76期 (2025年度目標)	第77期 (2026年度修正前目標)	第77期 (2026年度修正後目標)
売上高	2,022億円	2,050億円	2,300億円	2,100億円
営業利益	23億円	30億円	90億円	45億円
ROE	3.4%	1.9%	6%超	6%超

中期経営計画『Vプラン26』実現に向けた重点施策

①事業ポートフォリオの変革

国内事業は、非住宅分野や厨房分野の拡大に注力し、住宅向け温水分野に偏重した事業構造を変革します。また、環境配慮型商品を拡販することで、カーボンニュートラル実現に向けた持続可能な事業基盤を構築します。

海外事業は、北米エリアの事業拡大と東南アジアでの事業展開を加速させ、中国エリアに依存した構造から脱却し、事業全体としてリスクを軽減することで、更なる拡大と収益の安定化を図ります。

■ 国内事業の取り組み

対処すべき施策	取り組む課題
住宅向け温水(化石燃料)分野偏重構造の変革	◇ 温水分野:収益性 ▶ カーボンニュートラル推進 ▶ ウェルネス機能、顧客ケアの充実で単位収益を拡大 ▶ DXによる生産のスマート化と自動化で原価低減 ◇ 厨房分野:収益性 成長性 ▶ アプリ含む顧客ケアと調理の楽しさ訴求、中級品拡大 ▶ 収益構造改善と規模拡大の両立で収益を確保 ◇ 非住宅分野:成長性 ▶ 用途特化型新商品で対人領域の新市場開拓 ▶ 非対人領域の開拓／新事業

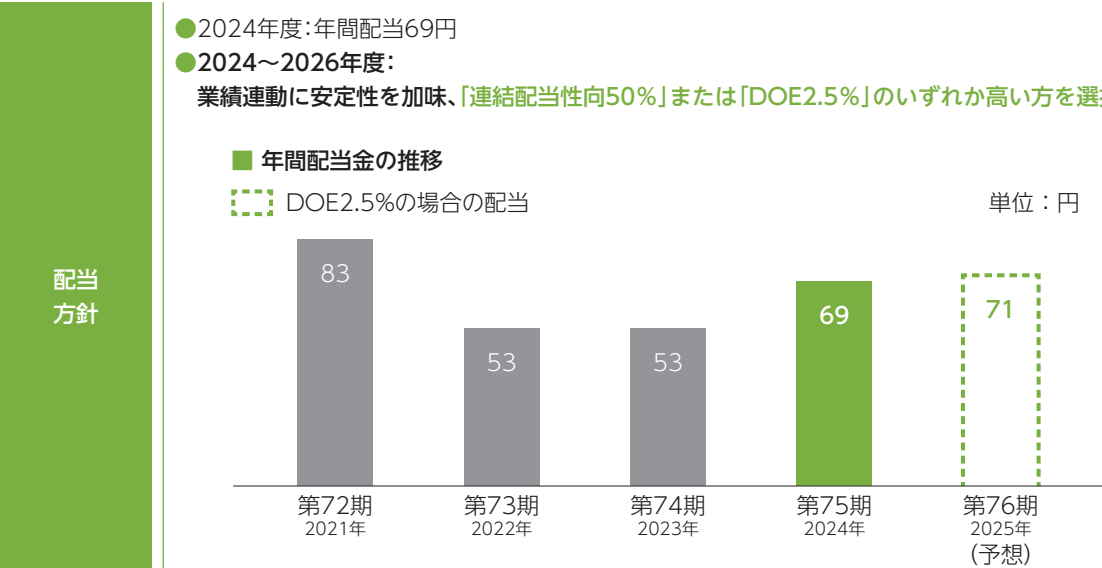
■ 海外事業の取り組み

対処すべき施策	取り組む課題
中国エリア依存リスクの軽減と新市場開拓	◇ 中国エリア:収益性 ▶ 自立成長のための生産・開発力強化投資 ▶ 現地法人間でシナジー創出 ▶ 厨房本格参入と地方都市拡大 ◇ 北米エリア:成長性 ▶ カーボンニュートラルに貢献 ▶ 業用給湯分野の拡大(3社連携強化) ▶ 暖房分野での高効率化推進 ◇ 豪州エリア:収益性 ▶ 設備投資による品質向上と原価改善 ▶ タンク製品マザー工場化 ▶ ニュージーランド市場開拓 ◇ 東南アジアエリア:成長性 ▶ 新エリア市場開拓・商品開発

②戦略投資の拡大と資本政策

事業戦略の実行に当たり、3年総額325億円の投資を計画し、その内235億円を海外事業や生産革新など成長事業や戦略課題に投入することで、持続的な成長を目指します。また、「株主還元策の強化」「政策保有株式の縮減」等、資本コストや株価を意識した経営への対応を推進します。

株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけ、更なる株主還元の充実を図るために、連結配当性向50%または連結純資産配当率（DOE）2.5%のいずれか高い額を目途として配当を行うことで、業績連動に安定性を加味した配当を実現します。自己株式の取得や借入による資金調達については、機動的に実施を検討いたします。



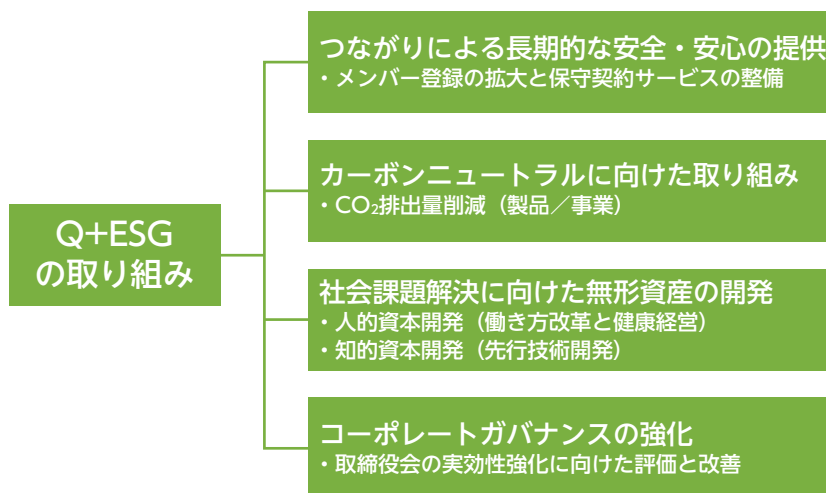
自己株式

- 機動的な取得の実施を検討
- 2026年末時点の残高を発行済株式総数の5%程度まで消却

(注) 2024年度の年間配当は本総会第1号議案「剰余金の処分の件」が原案どおり承認可決された場合

③サステナビリティ経営の推進

当社グループは、70年を超える歴史の中で、時代の進化に合わせ、安全・安心、豊かで快適な暮らしを提供し続けてまいりました。これからも「なくてはならない」を届けつづける企業として、環境・社会・経済の持続可能性に配慮することで、事業の持続的向上を図ってまいります。また、この「サステナビリティ経営」推進のために、次の4つを重点課題として取り組みます。



つながりによる長期的な安全・安心の提供としては、機器の点検・取替に加え、IoTリモコン等を通じたお客さまとのつながりにより、長期的な安心を提供いたします。

カーボンニュートラルに向けた取り組みとしては、サプライチェーンを通じた排出をとらえるスコープ1からスコープ3までの各スコープにおいて、それぞれで設定するCO₂排出量削減目標の達成を目指します。

社会課題解決に向けた無形資産の開発については、当社の価値創造において重要な要素である人的資本や知的資本（先行技術）などの無形資産に対し、積極的な投資と活用を推進いたします。

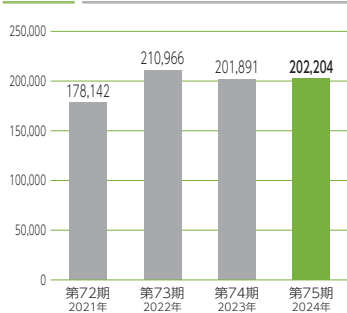
コーポレートガバナンスの強化については、取締役会の実効性評価を継続して実施するとともに、評価結果に基づき設定した課題に対する改善等を進めることにより、取締役会において将来の企業価値向上を見据えた中長期視点の議論をさらに充実させるよう努めてまいります。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

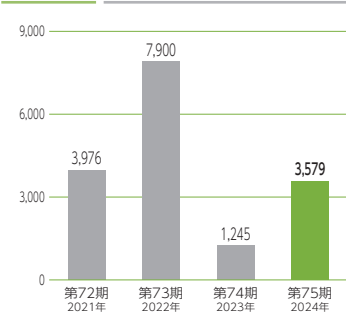
区 分	第72期 2021年12月期	第73期 2022年12月期	第74期 2023年12月期	第75期 2024年12月期 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	178,142	210,966	201,891	202,204
経常利益(百万円)	3,976	7,900	1,245	3,579
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	5,479	4,800	868	4,383
1株当たり当期純利益(円)	119.12	104.64	18.84	94.89
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	118.83	104.49	18.82	94.75
総資産(百万円)	194,527	216,974	207,771	218,774
純資産(百万円)	116,193	119,656	126,667	136,905
1株当たり純資産額(円)	2,433.96	2,508.08	2,644.38	2,852.62

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第73期の期首から適用しており、第73期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

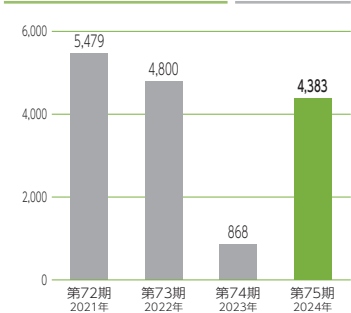
売上高 (単位: 百万円)



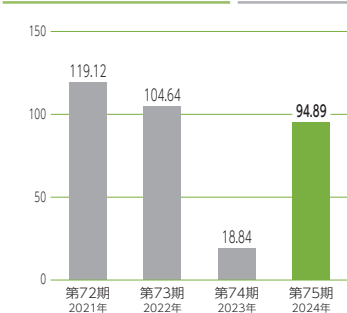
経常利益 (単位: 百万円)



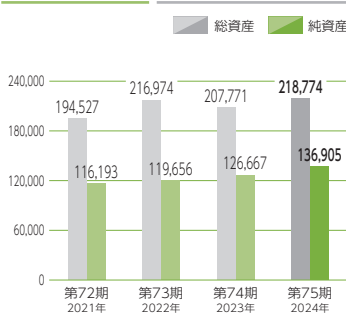
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



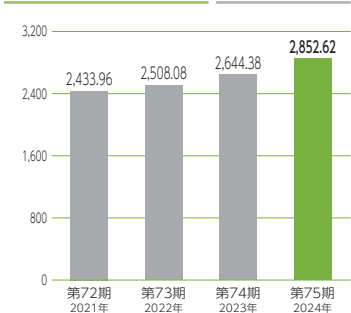
1株当たり当期純利益 (単位: 円)



総資産・純資産 (単位: 百万円)



1株当たり純資産額 (単位: 円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ノーリツリビングクリエイト(株)	10,000 千円	100.0%	温水機器等の販売・施工
(株) エ ス コ ア ハ ー ツ	30,000 千円	100.0	シェアードサービス・温水機器の部品類の製造
大 成 工 業 (株)	95,000 千円	100.0	温水機器等の部品類の製造
信 和 工 業 (株)	10,000 千円	100.0	温水機器等の部品類の製造
(株) ア ー ル ビ ー	88,809 千円	100.0	温水機器の製造
(株) ハ ー マ ン	310,000 千円	100.0	温水機器・厨房機器の製造・販売
(株) 多 田 ス ミ ス	100,000 千円	100.0	厨房機器の部品類の製造
(株) エ ヌ ・ エ ス ・ シ ー	6,000 千円	100.0	温水機器等の修理・保守
能率（上海）住宅設備有限公司	3,600 万米\$	100.0 (85.8)	温水機器の製造
能 率 （ 中 国 ） 投 資 有 限 公 司	3,550 万米\$	100.0	中国の生産会社の統括管理および温水機器の販売
NORITZ AMERICA CORPORATION	2,070 万米\$	100.0 (100.0)	温水機器の販売
能率電子科技（香港）有限公司	10 万香港\$	100.0	温水機器等の部品類の調達・販売
能 率 香 港 有 限 公 司	10 万香港\$	100.0	温水機器等の販売
東莞大新能率電子有限公司	750 万香港\$	100.0 (100.0)	温水機器等の部品類の製造
櫻花衛厨（中国）股份有限公司	32,000 万人民币元	55.6 (49.5)	温水機器・厨房機器等の製造・販売
佛山市櫻順衛厨用品有限公司	8,000 万人民币元	55.6 (100.0)	温水機器・厨房機器等の製造・販売
NORITZ AUSTRALIA PTY LTD	4,600 万豪\$	100.0	持株会社
Dux Manufacturing Limited	0 万豪\$	100.0 (100.0)	温水機器の製造・販売
Noritz USA Corporation	6,946 万米\$	100.0	持株会社
P B H e a t , L L C	320 万米\$	100.0 (100.0)	温水機器の製造・販売
Facilities Resource Group LLC	280 万米\$	100.0 (100.0)	温水機器等の販売・施工

- (注) 1. 重要な子会社につきましては、当連結会計年度における主要な連結子会社21社を記載しております。
2. NORITZ AMERICA CORPORATIONはNoritz USA Corporationの100%子会社であります。
3. 東莞大新能率電子有限公司は、能率電子科技（香港）有限公司の100%子会社であります。
4. 佛山市櫻順衛厨用品有限公司は、櫻花衛厨（中国）股份有限公司の100%子会社であります。
5. Dux Manufacturing Limitedは、NORITZ AUSTRALIA PTY LTDの100%子会社であります。
6. PB Heat, LLCは、Noritz USA Corporationの100%子会社であります。
7. Facilities Resource Group LLCは、NORITZ AMERICA CORPORATIONの100%子会社であります。
8. ㈸ノーリツキャピタルは、2024年1月1日付で㈸エスコアハーツを存続会社とする吸収合併を行ったため、同日付で消滅しております。
9. 出資比率の（ ）内は、当社子会社が所有する出資比率を内数で示しております。

(7) 主要な事業内容

温 水 空 調 分 野	ガス温水関連機器（ガスふろ給湯器、ガス給湯器、ガスふろがま、ガス温水暖房機）、オイル・空調関連機器（石油ふろ給湯機、石油給湯機、石油温水暖房機、暖房端末機器）、コジェネレーション、太陽熱温水器、産業用太陽光発電システム
厨 房 分 野	ガスコンロ、レンジフード、ガスオープンレンジ、ガス小型湯沸器

(8) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な営業所および工場

主要な営業所および工場	住 所
本 店	神 戸 市 中 央 区
関 東 支 社	東 京 都 新 宿 区
関 西 支 社	大 阪 市 此 花 区
明 石 本 社 工 場	兵 庫 県 明 石 市
明 石 工 場	兵 庫 県 明 石 市

② 子会社の主要な営業所および工場

会社名	住 所
ノーリツリビングクリエイト(株)	大 阪 府 吹 田 市
(株) エ ス コ ア ハ ー ツ	兵 庫 県 加 古 郡 稲 美 町
大 成 工 業 (株)	兵 庫 県 明 石 市
信 和 工 業 (株)	兵 庫 県 明 石 市
(株) ア ー ル ビ ー	茨 城 県 土 浦 市
(株) ハ ー マ ン	大 阪 市 此 花 区
(株) 多 田 ス ミ ス	兵 庫 県 朝 来 市
(株) エ ヌ ・ エ ス ・ シ ー	東 京 都 新 宿 区
能率（上海）住宅設備有限公司	中 華 人 民 共 和 国 市
能 率 （ 中 国 ） 投 資 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 市
NORITZ AMERICA CORPORATION	ア メ リ カ 合 衆 国 州
能率電子科技（香港）有限公司	中 華 人 民 共 和 国 区
能 率 香 港 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 区
東 莞 大 新 能 率 電 子 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 市
櫻花衛厨（中国）股份有限公司	中 華 人 民 共 和 国 市
佛山市櫻順衛厨用品有限公司	中 華 人 民 共 和 国 市
NORITZ AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア連邦州
Dux Manufacturing Limited	オーストラリア連邦州
Noritz USA Corporation	ア メ リ カ 合 衆 国 州
P B H e a t , L L C	ア メ リ カ 合 衆 国 州
Facilities Resource Group LLC	ア メ リ カ 合 衆 国 州

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

(9) 従業員の状況

事業区分				従業員数（名）	前期末比増減（名）
国	内	事	業	3,495(665)	△35(△100)
海	外	事	業	2,543(118)	△121(1)
全	社	(共 通)		90(13)	4(1)
合 計				6,128(796)	△152(△98)

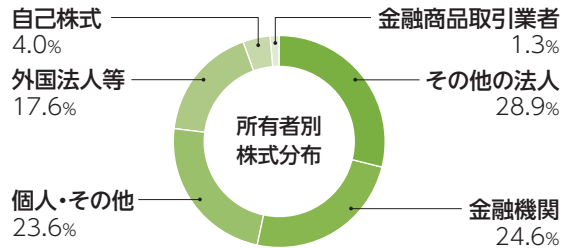
(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄および前期末比増減欄の（ ）内は、臨時従業員の年間平均雇用人員を外数で記載しております。
3. 全社（共通）は、本社管理部門等であります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,537百万円
株 式 会 社 群 馬 銀 行	300百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	156,369,000株
(2) 発行済株式の総数	48,554,930株
(3) 株主数	11,765名



	持株数(株)	株主数(名)
■ その他の法人	14,013,674	221
■ 金融機関	11,932,263	30
■ 個人・その他	11,463,290	11,303
■ 外国法人等	8,556,989	186
■ 自己株式	1,954,556	1
■ 金融商品取引業者	634,158	24

(4) 大株主の状況

順位	株主名	持株数(株)	持株比率(%)
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,592,100	9.85
2	ノ－リツ取引先持株会	2,246,509	4.82
3	株式会社三井住友銀行	1,739,695	3.73
4	第一生命保険株式会社	1,612,200	3.46
5	株式会社長府製作所	1,520,000	3.26
6	NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	1,500,000	3.22
7	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,444,169	3.10
8	ノ－リツ従業員持株会	1,287,215	2.76
9	日本電気硝子株式会社	1,119,300	2.40
10	T O T O 株式会社	1,100,300	2.36

- (注) 1. 大株主上位10名を記載しております。
2. 当社は自己株式1,954,556株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
3. 持株比率は、自己株式1,954,556株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)5名 交付株式数22,000株
(注)当社の株式報酬の内容につきましては、「4.(4)取締役の報酬等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社が会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	新株予約権 の割当日	新株予約権 の個数	目的となる 株式の種類 および数	発行価格 (新株予約権 1個当たり)	行使価格 (株式1株 当たり)	行使期間
株式会社ノーリツ 2016年 新株予約権	2016年 4月14日	308個	普通株式 30,800株	142,800円	1円	2016年4月15日から 2046年4月14日まで
株式会社ノーリツ 2017年 新株予約権	2017年 4月14日	258個	普通株式 25,800株	160,100円	1円	2017年4月15日から 2047年4月14日まで
株式会社ノーリツ 2018年 新株予約権	2018年 4月13日	266個	普通株式 26,600株	149,800円	1円	2018年4月14日から 2048年4月13日まで
株式会社ノーリツ 2019年 新株予約権	2019年 4月12日	274個	普通株式 27,400株	133,900円	1円	2019年4月13日から 2049年4月12日まで
株式会社ノーリツ 2020年 新株予約権	2020年 4月10日	469個	普通株式 46,900株	81,500円	1円	2020年4月11日から 2050年4月10日まで

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権 の個数	目的となる 株式の種類 および数	取締役 (社外取締役および監査等委員 である取締役を除く。)		社外取締役		監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	
			保有人数	個数	保有人数	個数	保有人数	個数
株式会社ノーリツ 2016年 新株予約権	35個	普通株式 3,500株	1名	35個	—	—	—	—
株式会社ノーリツ 2017年 新株予約権	89個	普通株式 8,900株	3名	89個	—	—	—	—
株式会社ノーリツ 2018年 新株予約権	104個	普通株式 10,400株	3名	104個	—	—	—	—
株式会社ノーリツ 2019年 新株予約権	140個	普通株式 14,000株	3名	140個	—	—	—	—
株式会社ノーリツ 2020年 新株予約権	309個	普通株式 30,900株	4名	309個	—	—	—	—

(注) 「株式会社ノーリツ2016年新株予約権」につきましては、6名が権利行使したことにより交付時より273個減少しております。「株式会社ノーリツ2017年新株予約権」につきましては、4名が権利行使したことにより交付時より169個減少しております。「株式会社ノーリツ2018年新株予約権」につきましては、3名が権利行使したことにより交付時より162個減少しております。「株式会社ノーリツ2019年新株予約権」につきましては、2名が権利行使したことにより交付時より134個減少しております。また、「株式会社ノーリツ2020年新株予約権」につきましては、1名が権利行使したことにより交付時より160個減少しております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	腹 巻 知	
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	廣 澤 正 峰	プロダクツ統括本部長
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	竹 中 昌 之	国内事業統括本部長
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	廣 岡 一 志	経営戦略統括本部長
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	池 田 英 礼	海外事業統括本部長、 能率（中国）投資有限公司董事長、 能率香港有限公司董事長、 Sakura（Cayman）Co.,Ltd.董事長、 Sakura China Holdings（H.K.）Co.,Ltd.董事長、 佛山市櫻順衛厨用品有限公司董事長
社 外 取 締 役	尾 上 広 和	
取 締 役 員 常 勤 監 査 等 委 員	平 野 直 樹	
社 外 取 締 役 員 監 査 等 委 員	正 木 靖 子	下山・正木法律事務所代表、 (株)ハイレックスコーポレーション社外取締役、 生活協同組合コープこうべ員外監事
社 外 取 締 役 員 監 査 等 委 員	谷 保 廣	公認会計士谷会計事務所代表、 学校法人グロービス経営大学院教授、 ロート製薬(株)社外監査役、 不二製油グループ本社(株)社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役尾上広和氏ならびに取締役 監査等委員正木靖子氏および谷保廣氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、平野直樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役尾上広和氏は、会社経営者としての豊富な経験があり、会社経営に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 監査等委員正木靖子氏は、弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 監査等委員谷保廣氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役尾上広和氏ならびに取締役 監査等委員正木靖子氏および谷保廣氏につきましては、当社が株式を上場している(株)東京証券取引所に對し、同取引所の規則等に定める「独立役員」としての届出をしております。
7. 取締役 常務執行役員廣岡一志氏は、2025年1月1日付で、担当および重要な兼職が「(株)アールビー 代表取締役社長」となっております。
8. 取締役 常務執行役員池田英礼氏は、2024年1月1日付で、「佛山市櫻順衛厨用品有限公司董事長」を兼職先に追加しております。
9. 取締役尾上広和氏は、2024年6月21日付で、グローリー(株)代表取締役会長を退任しております。
10. 取締役 監査等委員谷保廣氏は、2024年6月27日付で不二製油グループ本社(株)社外取締役 監査等委員に就任したため、兼職先に追加しております。
11. 綾部剛氏は、2024年3月28日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって、取締役 常勤監査等委員を辞任しております。
12. 当社は執行役員制度を導入しております。2025年1月1日現在の執行役員（執行役員を兼務する取締役を除く。）は次のとおりであります。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常務執行役員	井 上 隆 史	海外事業統括本部アジア事業統括部長
常務執行役員	吉 本 厚 志	プロダクツ統括本部副統括本部長
常務執行役員	吉 田 猛	プロダクツ統括本部生産本部長
常務執行役員	滝 居 和 弘	国内事業統括本部営業本部長
常務執行役員	岸 栄 一	経営企画本部長
上席執行役員	時 田 潤 也	国内事業統括本部厨房事業推進本部長、 (株)ハーマン代表取締役社長
上席執行役員	楠 克 博	プロダクツ統括本部資材購買本部長、 能率電子科技（香港）有限公司董事長、 東莞大新能率電子有限公司董事長
上席執行役員	森 下 敦 弘	プロダクツ統括本部品質保証推進本部長
執行役員	森 脇 琢	海外事業統括本部副本部長、 Noritz USA Corporation Chairperson、 NORITZ AUSTRALIA PTY LTD Director
執行役員	宮 原 貞	国内事業統括本部事業開発部長、 ノーリツリビングクリエイト(株)代表取締役社長
執行役員	森 栄 介	能率（中国）投資有限公司 董事・総経理
執行役員	白 波 瀬 幸 雄	国内事業統括本部営業本部副本部長、関東支社長
執行役員	山 田 耕 平	プロダクツ統括本部研究開発本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）および各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

【保険契約の内容の概要】

① 当該保険契約の被保険者の範囲

当社および当社子会社（米国および豪州の子会社を除く。）の全ての取締役、監査役および執行役員を被保険者としております。

② 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め全額当社の負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

③ 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補します。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為の場合等一定の免責事由がございます。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2024年3月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

当社の代表取締役および業務執行取締役の報酬は、基本報酬（月例報酬）、業績連動型年次現金賞与、譲渡制限付株式報酬および事後交付型業績連動型株式報酬の4つで構成します。なお、社外取締役については、その職務に鑑み固定の基本報酬（月例報酬）のみを支給いたします。

基本報酬については、役位、職責および在任年数に応じて、基準となる額を設けます。取締役会が、指名・報酬諮問委員会の審議結果に基づき、当該事業年度の各取締役の個人業績評価を行い、その結果を反映して、個人別支給額を決定いたします。

業績連動報酬である年次現金賞与の額については、企業価値および業績の向上に対する貢献意識を高めることを目的に、経済情勢や当社の事業環境等を踏まえ、親会社株主に帰属する当期純利益の1%を上限として、業績に応じて支給額の総額を決定することといたします。個別の支給額については、役位別に定められた比率に応じて決定いたします。

譲渡制限付株式報酬については、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めるため、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（譲渡制限付株式）として割り当てることといたします。個人別の割当株式数は、基本報酬の20%相当となるよう設定いたします。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

事後交付型業績連動型株式報酬については、取締役会が定める評価期間において数値目標を設定し、当該数値目標の達成割合等に応じて当社普通株式（譲渡制限付株式）を割り当てることといたします。個人別の割当株式数は、取締役の役位ごとに設定した基準交付ユニット数に数値目標等の達成度に応じた評価係数を乗じて得られる評価後交付株式数に、各取締役の役務提供期間比率を乗じて決定いたします。

報酬の付与時期について、基本報酬は、毎月25日に支給いたします。業績連動型年次現金賞与は、事業年度終了後の当該事業年度にかかる決算取締役会で決定し、定時株主総会翌日に支給いたします。譲渡制限付株式報酬は、定時株主総会後に開催される取締役会で決定し、毎年4月に支給いたします。事後交付型業績連動型株式報酬は、評価期間の最終年度に係る定時株主総会開催日から2カ月以内に支給いたします。

各取締役の具体的な報酬内容の決定方法については、事前に指名・報酬諮問委員会において各取締役の評価結果を踏まえた審議、および外部機関の調査による同業または同規模の他企業との報酬水準を比較することによって客観性および妥当性を確保した上で、取締役会の決議により決定いたします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等		
				新株予約権	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	270,086 (7,200)	196,456 (7,200)	33,690 －	－ －	39,940 －	6 (1)
取締役 監査等委員 （うち社外取締役）	36,383 (14,400)	36,383 (14,400)	－ －	－ －	－ －	4 (2)
合 計 （うち社外役員）	306,470 (21,600)	232,839 (21,600)	33,690 －	－ －	39,940 －	10 (3)

- (注) 1. 上記には2024年3月28日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 監査等委員1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は「1.（1）事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
- 当該指標を選択した理由は、企業価値および業績の向上に対する貢献意識を高めることを目的としているためであります。当社の業績連動報酬は、経済情勢や当社の事業環境等を踏まえ親会社株主に帰属する当期純利益の1%を上限として、業績に応じて支給額の総額を決定しております。
3. 株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬として割り当てた譲渡制限付株式に係る当事業年度における費用計上額であります。なお、割当ての条件等は、「① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりであり、当事業年度における交付状況は「2.（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額につきましては、2024年3月28日開催の第74回定時株主総会において、年額600百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内）と決議いただいております。なお、当該報酬限度額には使用人分給与は含まれておりません。
- 当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）であります。
5. 2021年3月30日開催の第71回定時株主総会において、取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）に対し、1事業年度の取締役の報酬限度額の範囲内で譲渡制限付株式に関する報酬等としての金銭報酬債権を支給することを決議しており、当該金銭報酬債権を現物出資することにより割当てを受ける譲渡制限付株式の上限を年90,000株以内と決議いただいております。
- 当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）の員数は、5名であります。

6. 2024年3月28日開催の第74回定時株主総会において、取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）に対し、1事業年度の取締役の報酬限度額の範囲内で事後交付型業績連動型株式の付与のための報酬枠を設定することを決議しており、交付する株式数を年25,000株以内、株式交付のために支給する金銭報酬債権の額を年80百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員を除く。）の員数は、5名であります。
7. 監査等委員である取締役の報酬限度額につきましては、2019年3月28日開催の第69回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取 締 役	尾 上 広 和		記載すべき関係はありません。
取 締 役 員 監 査 等 委 員	正 木 靖 子	下 山 ・ 正 木 法 律 事 務 所 代 表 (株)ハイレックスコーポレーション社外取締役 生活協同組合コープこうべ員外監事	記載すべき関係はありません。
取 締 役 員 監 査 等 委 員	谷 保 廣	公 認 会 計 士 谷 会 計 事 務 所 代 表 学 校 法 人 グ ロ ー ビ ス 経 営 大 学 院 教 授 ロ ー ト 製 薬 (株) 社 外 監 査 役 不二製油グループ本社(株)社外取締役監査等委員	記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等への出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	尾 上 広 和	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、グローバルに事業を展開する企業の経営者としての豊富な経験に基づく幅広い視点での発言を行うなどの他、当社の業務執行に対し独立した立場から監督および助言を行うことにより、社外取締役としての職責を果たしております。
取 締 役 員 監 査 等 委 員	正 木 靖 子	当事業年度開催の取締役会15回の全てに、また、監査等委員会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行うなどの他、客観的な立場で当社の業務執行に対する監査等を行うことにより、監査等委員である社外取締役としての職責を果たしております。
取 締 役 員 監 査 等 委 員	谷 保 廣	当事業年度開催の取締役会15回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行うなどの他、客観的な立場で当社の業務執行に対する監査等を行うことにより、監査等委員である社外取締役としての職責を果たしております。

③ 社外役員の報酬等の総額

取締役 1 名	7,200千円
取締役 監査等委員 2 名	14,400千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬の額 76,200千円

当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 76,200千円

なお、当社連結子会社である能率（中国）投資有限公司、能率（上海）住宅設備有限公司、能率香港有限公司、能率電子科技（香港）有限公司、東莞大新能率電子有限公司、櫻花衛厨（中国）股份有限公司、佛山市櫻順衛厨用品有限公司、Dux Manufacturing Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの算出根拠及び水準などが適切であるかどうかについて審議した結果、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意のもとに会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合には、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

[illegible]株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監查報告書

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

連結貸借対照表 (2024年12月31日現在) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	126,267	流動負債	68,616
現金及び預金	29,022	支払手形及び買掛金	37,681
受取手形、売掛金及び契約資産	44,163	短期借入金	3,227
電子記録債権	13,979	未払金	12,196
棚卸資産	32,320	未払法人税等	1,504
その他	8,033	賞与引当金	364
貸倒引当金	△1,251	役員賞与引当金	45
固定資産	97,500	製品保証引当金	928
有形固定資産	38,796	製品事故処理費用引当金	97
建物及び構築物	12,400	事業整理損失引当金	5
機械装置及び運搬具	8,068	その他	12,564
土地	9,365	固定負債	18,212
建設仮勘定	3,477	長期借入金	562
その他	5,484	繰延税金負債	4,801
無形固定資産	10,626	役員退職慰労引当金	45
のれん	993	製品保証引当金	1,830
その他	9,632	退職給付に係る負債	6,081
投資その他の資産	48,077	その他	4,889
投資有価証券	35,952	負債合計	86,828
長期貸付金	596	純資産の部	
繰延税金資産	3,067	株主資本	100,450
退職給付に係る資産	5,354	資本金	20,167
その他	3,189	資本剰余金	22,995
貸倒引当金	△84	利益剰余金	60,822
資産合計	223,767	自己株式	△3,535
		その他の包括利益累計額	31,538
		その他有価証券評価差額金	13,343
		繰延ヘッジ損益	△24
		為替換算調整勘定	13,826
		退職給付に係る調整累計額	4,393
		株式引受権	2
		新株予約権	78
		非支配株主持分	4,868
		純資産合計	136,939
		負債・純資産合計	223,767

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		202,204
売上原価		139,061
売上総利益		63,142
販売費及び一般管理費		60,746
営業利益		2,395
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,292	
受取賃貸料	60	
補助金収入	52	
その他	410	1,816
営業外費用		
支払利息	156	
持分法による投資損失	72	
支払手数料	12	
支払補償費	66	
固定資産賃貸費用	41	
為替差損	12	
その他	270	631
経常利益		3,579
特別利益		
投資有価証券売却益	3,942	3,942
特別損失		
固定資産処分損	132	
事業整理損失	262	395
税金等調整前当期純利益		7,126
法人税、住民税及び事業税	1,482	
法人税等調整額	1,040	2,522
当期純利益		4,604
非支配株主に帰属する当期純利益		221
親会社株主に帰属する当期純利益		4,383

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	60,315
現金及び預金	4,422
受取手形	873
電子記録債権	12,467
売掛金	26,406
商品及び製品	7,975
仕掛品	190
原材料及び貯蔵品	2,993
前払費用	713
その他	4,344
貸倒引当金	△72
固定資産	86,901
有形固定資産	18,797
建物	6,325
構築物	184
機械及び装置	3,514
車両運搬具	90
工具、器具及び備品	1,089
土地	7,234
リース資産	151
建設仮勘定	206
無形固定資産	3,987
ソフトウェア	3,915
その他	71
投資その他の資産	64,116
投資有価証券	32,989
関係会社株式	23,422
関係会社出資金	4,597
長期貸付金	184
関係会社長期貸付金	400
長期前払費用	1,436
前払年金費用	361
その他	800
貸倒引当金	△76
資産合計	147,217

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	44,240
支払手形	2,377
買掛金	29,860
短期借入金	1,274
未払金	4,237
未払費用	923
未払法人税等	803
契約負債	2,939
預り金	437
賞与引当金	56
役員賞与引当金	44
製品保証引当金	393
製品事故処理費用引当金	31
事業整理損失引当金	5
その他	855
固定負債	11,448
長期借入金	562
繰延税金負債	2,921
退職給付引当金	4,423
製品保証引当金	440
資産除去債務	189
その他	2,910
負債合計	55,688
純資産の部	
株主資本	78,283
資本金	20,167
資本剰余金	22,995
資本準備金	22,956
その他資本剰余金	38
利益剰余金	38,655
利益準備金	1,294
その他利益剰余金	37,361
技術研究積立金	250
配当準備積立金	160
設備投資積立金	500
退職給与積立金	130
土地圧縮積立金	21
価格変動積立金	54
別途積立金	25,609
繰越利益剰余金	10,636
自己株式	△3,535
評価・換算差額等	13,163
その他有価証券評価差額金	13,250
繰延ヘッジ損益	△86
株式引受権	2
新株予約権	78
純資産合計	91,528
負債・純資産合計	147,217

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年 1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		123,830
売上原価		95,584
売上総利益		28,245
販売費及び一般管理費		27,882
営業利益		363
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,991	
受取賃貸料	209	
その他	164	3,365
営業外費用		
支払利息	59	
固定資産賃貸費用	151	
為替差損	16	
その他	34	261
経常利益		3,467
特別利益		
投資有価証券売却益	3,942	3,942
特別損失		
固定資産処分損	110	
減損損失	107	218
税引前当期純利益		7,191
法人税、住民税及び事業税	688	
法人税等調整額	935	1,623
当期純利益		5,567

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年2月13日

株式会社ノーリツ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 神戸事務所
指定有限責任社員 公認会計士 堀 内 計 尚
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 西 芳 範
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノーリツの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノーリツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年2月13日

株式会社ノーリツ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 神戸事務所
指定有限責任社員 公認会計士 堀 内 計 尚
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 西 芳 範
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノーリツの2024年1月1日から2024年12月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

招集ご通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月12日

株式会社ノーリツ 監査等委員会

常勤監査等委員 平 野 直 樹 ㊞

監 査 等 委 員 正 木 靖 子 ㊞

監 査 等 委 員 谷 保 廣 ㊞

(注) 監査等委員正木靖子及び谷保廣は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

第75回 定時株主総会 会場ご案内図

【株主総会 会場】

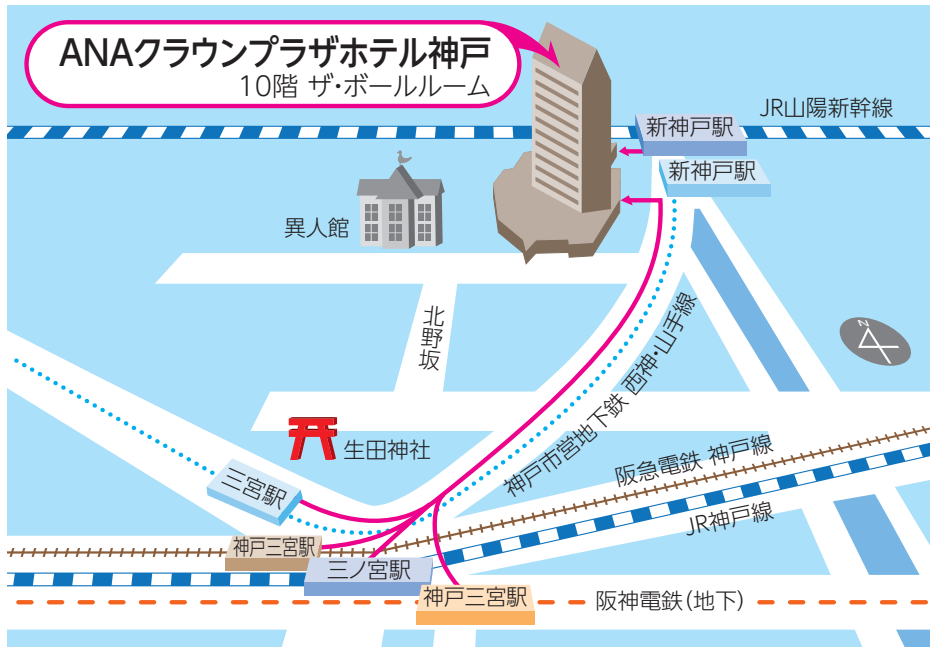
ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム

神戸市中央区北野町1丁目 TEL:078-291-1121 (代表)

ANAクラウンプラザホテル神戸

検索

<https://www.anacrownplaza-kobe.jp/>



交通のご案内

- JR山陽新幹線「新神戸駅」改札口から連絡橋を渡ってすぐ
- 神戸市営地下鉄 西神・山手線「新神戸駅」直結
(JR「三ノ宮駅」阪急「神戸三宮駅」阪神「神戸三宮駅」から乗り換えて1駅)

※会場周辺道路の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

<https://koekiku.jp>

株主アンケートにご協力ください

ご回答いただいた方の中から抽選で薄謝を進呈させていただきます。

本アンケートは、株式会社プロネクサスの提供する「コエキク」サービスにより実施いたします。
アンケートのお問い合わせ「コエキク事務局」 koekiku@pronexus.co.jp



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。
また、この印刷物は、森林環境にやさしい「FSC®認証紙」、
「ベジタブルインキ」を使用しています。